

三重の森林づくり実施状況

(平成18年度版)

平成19年11月

三重県環境森林部

目 次

第1章 トピックス	1
三重県型森林ゾーニングに基づいた森林整備の推進	1
平成16年山地災害の復旧状況	2
高性能林業機械による利用間伐の推進	3
新生産システム（中日本圏域）	4
「三重の木」認証材の利用促進	5
公共施設等の木造・木質化の推進	6
漁業関係者との連携の強化	7
「企業の森」づくりの推進	8
三重のもりづくり月間の取組	9
第2章 森林づくりに関する施策の実施状況等	10
基本方針1 森林の多面的機能の発揮	10
1 森林の整備及び保全	10
(1) 環境林整備の促進	10
(2) 生産林整備の促進	11
(3) 県行造林地の適切な管理の推進	11
(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進	12
(5) 災害に強い森林づくりの推進	12
(6) 野生鳥獣との共生の確保	13
(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化	14
2 森林の区分に応じた森林管理の推進	15
(1) 市町等と連携した森林管理の推進	15
(2) 森林資源データの整備と情報提供	15
(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究	16
基本方針2 林業の持続的発展	17
1 林業及び木材産業の振興	17
(1) 森林施業の団地化・共同化の促進	17
(2) 林業の生産基盤整備の促進	17
(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進	18
(4) 特用林産の振興	19
(5) 効率的な木材生産のための研究	19
2 担い手の育成及び確保	20
(1) 林業の担い手の育成・確保	20
(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化	21
(3) 山村地域の生活環境の整備	21
3 県産材の利用の促進	21
(1) 県産材利用に関する県民理解の促進	21
(2) 信頼される県産材の供給の促進	22
(3) 木造住宅の建設の促進	22

(4) 公共施設等の木造・木質化の推進	23
(5) 間伐材等の利用の促進	23
(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進	25
基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興	26
1 森林文化の振興	26
(1) 新たな森林の活用の促進	26
(2) 都市と山村との交流の促進	26
(3) 里山の整備及び保全活動の促進	27
(4) 森林文化遺産等の保全	27
2 森林環境教育の振興	28
(1) 森林の役割に関する県民理解の促進	28
(2) 森林とのふれあいの場の提供	29
(3) 森林環境教育の効果的な推進	29
基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進	31
1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援	31
(1) 森林づくりへの県民参加の促進	31
(2) 計画づくりへの県民の参画	32
(3) 身近な緑化活動の推進	32
2 森林づくりの意識の啓発	33
(1) 三重のもりづくり月間の取組	33
主な施策別予算	34
第3章 三重の森林・林業の現状	36
森林	36
林業	38
木材産業	41
県土の保全	42
森林づくりへの参画	42
森林の公益的機能の評価	43
参考資料	
三重の森林づくり条例	45
三重の森林づくり基本計画	48
三重の森林づくり基本計画の施策体系	55
用語解説	56

第1章 トピックス

三重県型森林ゾーニングに基づいた森林整備の推進

三重県では、平成13年度から、林道からの距離などを基に、原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす「環境林」と、公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の持続的な生産を行う「生産林」に森林を区分（ゾーニング）し、それぞれの区分に応じた森林づくりを進めています。

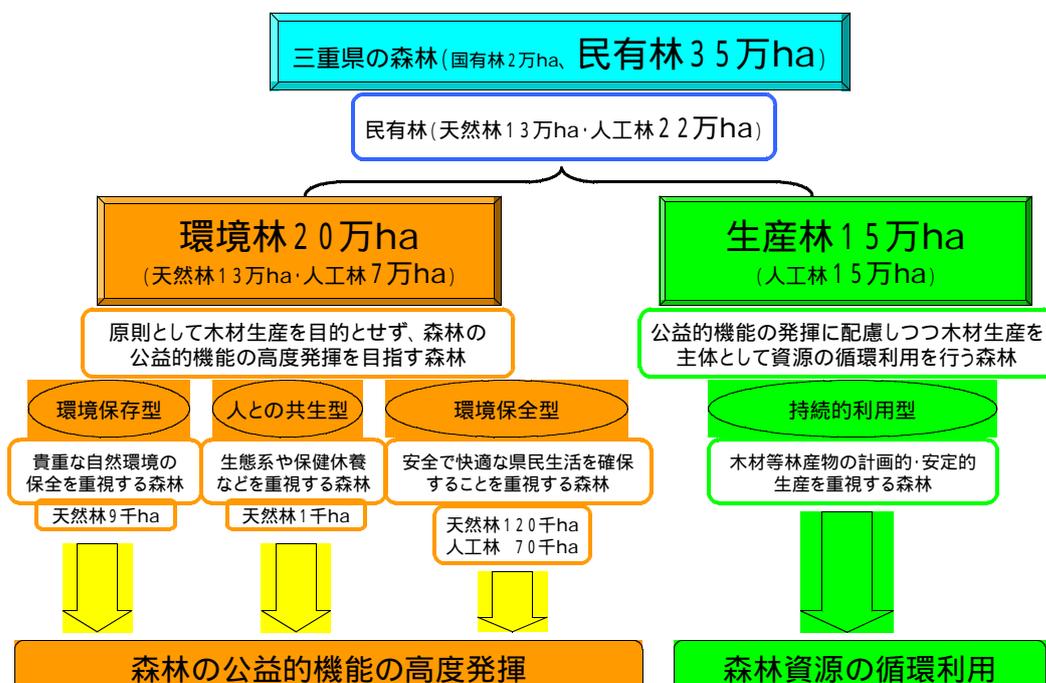
「環境林」については、全国に先駆け、森林環境創造事業を創設し、森林所有者による間伐などの手入れがされず荒廃した人工林を中心に、下草や広葉樹の導入を目的とした間伐により針広混交林や広葉樹林化をめざす、公的な森林整備を進めています。

「生産林」については、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を通して森林を守るため、造林事業などの補助事業を活用して、間伐、植栽、下刈り、枝打ち等の森林整備を推進するとともに再造林を呼びかけるなど、林業の採算性の悪化から増加傾向にある伐採後の放置林対策にも取り組んでいます。

また、成熟しつつある三重県の森林資源を有効に生かすため、林道、作業道、作業路を効率よく配置した路網の整備と、作業効率の大幅な改善が期待できる高性能林業機械の導入の活用をすすめるなど、生産基盤の整備に努めています。

三重の森林づくりの展開

ゾーニング（人工林・天然林別、傾斜、林道からの距離（概ね400m）等により森林を区分）



平成16年山地災害の復旧状況

平成16年の台風21号等により、県南部、特に大台町(旧宮川村)を中心に甚大な被害を受けましたが、その復旧を着実に進めています。

三重県では、山崩れ等について、災害関連緊急治山事業(平成16年度：25箇所、約10億円)、治山激甚災害対策特別緊急事業(平成17～19年度：33箇所、約29億円)、県単災害関連緊急治山事業(平成17～18年度：37箇所、約3億円)により復旧を進めています。

また、治山施設の被害については、林地荒廃防止施設災害復旧(平成16～17年度：18箇所、約3億5千万円)により復旧を完了しています。



山地災害のつめあと(平成16年9月：大台町(旧宮川村))
(現在、治山事業により復旧工事を実施中)



(平成16年9月)

(平成18年9月)



進む林地崩壊箇所の復旧(大台町(旧宮川村))

林道については、99路線、383箇所の被害があり、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、市町(村)、森林組合が、林道施設災害復旧事業(平成16～18年度：約36億円)に取り組んだことにより、平成19年8月までに復旧を完了しています。

(平成16年9月)



(平成18年9月)



林道被災箇所の復旧状況(林道持山線：大台町(旧宮川村))

高性能林業機械による利用間伐の推進

三重県のスギやヒノキの人工林は、8齢級(36年生)以上の壮齢林が約8割を占めており、その直径は、製材すれば柱材が得られる程度にまで成長しています。しかし、木材価格の低迷や機械化の遅れなどから、伐採して収入を得ようとしても赤字になる場合があり、間伐の多くは、間伐材を林内に放置する「伐り捨て間伐」となっています。

「伐り捨て間伐」から間伐材を有効に利用する「利用間伐」へ変えていくには、木材生産現場における「低コスト化」が課題であり、作業道などの路網整備と併せ、スイングヤーダやプロセッサなどの高性能林業機械を用いた効率的で安全な「列状間伐」が注目を集めています。県内では、中勢森林組合のほか2つの森林組合が列状間伐に取り組んでおり、平成18年度は、約6千 m^3 の間伐材を搬出し、森林所有者へ利益を還元しました。

こうしたことから、低コスト化に関心を持つ県内の素材生産業者や森林組合を対象に、高性能林業機械による列状間伐の実演を含む「集約施業説明会」(60名参加)を大紀町で開催したほか、大雨にも耐える作業道について学ぶ「災害に強い作業道研修会」(44名)を大台町で開催しました。



スイングヤーダによる列状間伐



プロセッサによる造材



作業道の開設



災害に強い作業道研修会

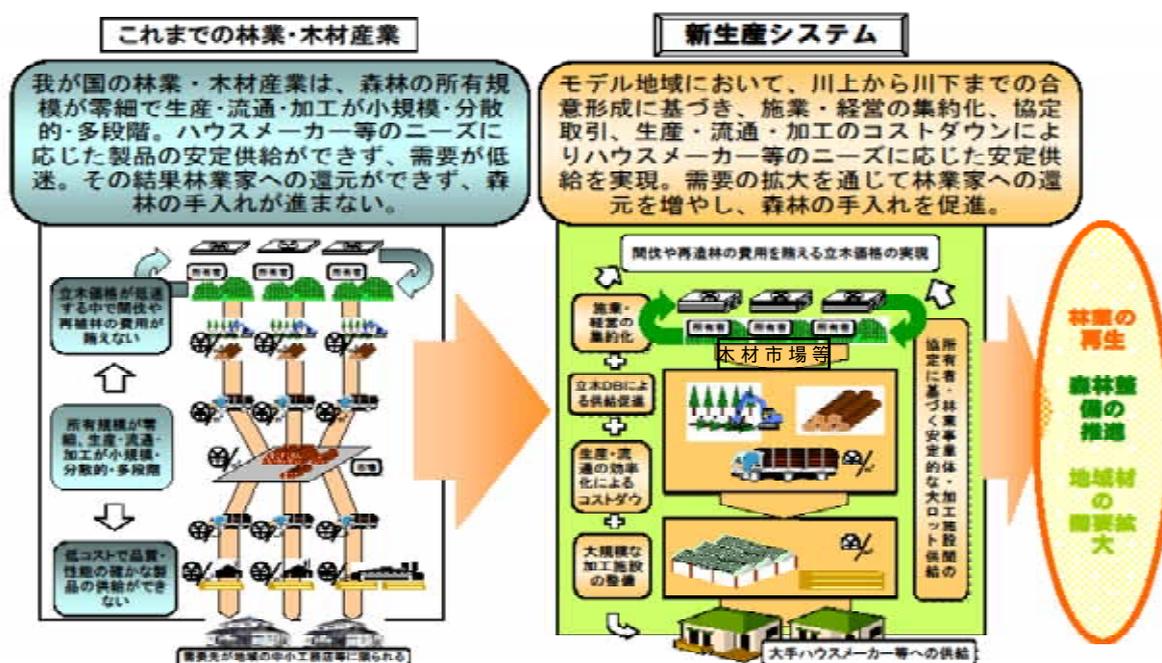
新生産システム（中日本圏域）

平成18年度から林野庁の新規事業として「新生産システム推進対策事業」がスタートしました。この事業は、全国11カ所のモデル地域において、既存の木材流通・加工体制を再構築（簡素化）することでコストの削減を図り、山元への還元を増加させることにより森林の整備を促進することを目的としています。

三重県は、愛知県・岐阜県を含めた「中日本圏域」としてモデル地域に選定され、年間8万m³の原木を消費する大規模製材工場を核として、ヒノキを主体とした原木の大ロット協定取引による流通体制を確立することにより安定的な供給体制の構築を目指します。

平成18年度は、「中日本圏域新生産システムモデル基本計画」が承認され、施業の集約化を推進する「データベース設置」等の事業が実施されています。

平成19年度は、大規模製材工場の建設が計画されており、具体的な原木の流通体制を確立していく必要があります。



「三重の木」認証材の利用促進

「三重の木」認証制度は、木材が県産材であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した製材品（「三重の木」認証材）を製材する工場と、「三重の木」認証材を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度で、平成17年5月から運用を開始しました。

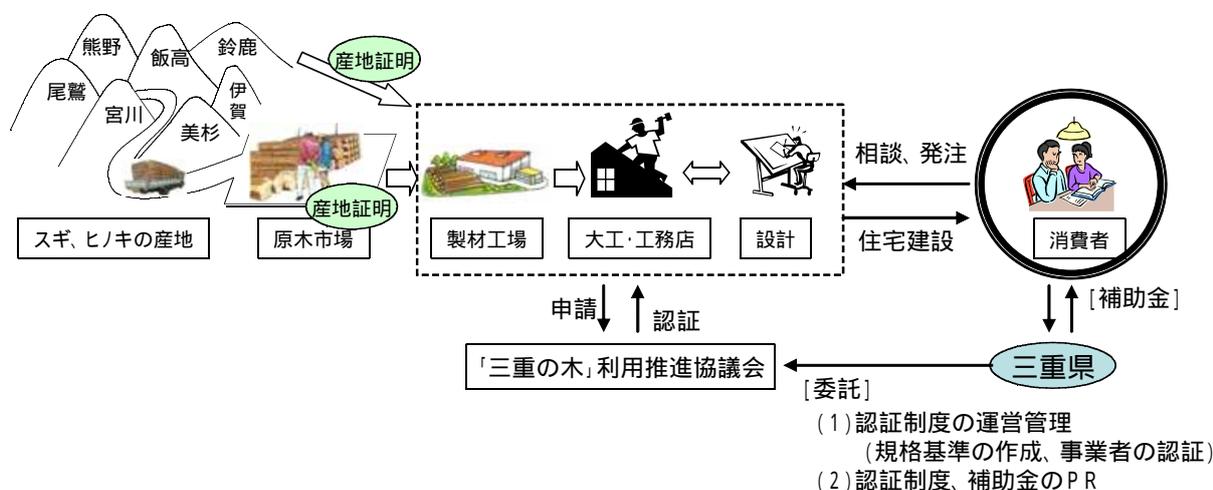
平成18年度の認証事業者数は486(製材工場121、建築業者292、建築事務所73、地域ネットワーク2)で、「三重の木」認証材は5,137m³生産されました。

「三重の木」認証制度の定着と県産材利用への県民の理解を深めていただくため、県内に新築する木造住宅で使用される柱、土台などの対象とする部材に、「三重の木」認証材を材積率で50%以上使用した住宅に対して、一戸あたり36万円の補助制度を創設しています。

平成18年度は、6月中に補助予定戸数200戸の申請がありましたが、「三重の木」の使用を検討している施主や、「三重の木」の使用を戦略的に志向しつつある建築事業者などからの追加要望を多数いただいたこともあり、100戸分追加し300戸に補助しました。

また、「三重の木」の普及と利用促進をPRするため、補助金を交付した住宅で、構造見学会や完成見学会を実施し、23会場で885名の方に参加いただきました。

【「三重の木」認証制度】



「三重の木」認証シール



「三重の木」住宅PR

公共施設等の木造・木質化の推進

県産材を利用した県有施設の総建築件数（改修除く）は18件で、うち木造が7件、非木造（内装）が11件あり、全体で618m³の県産材を利用しました。

本年度は、世界遺産に登録された熊野古道の中核施設として、木造で建築された三重県立熊野古道センターにおいて、地元の尾鷲ひのきを中心に県産材が465m³利用されたため、前年度の県産材利用実績に対し、約2.8倍の伸び率となりました。

本センターの建築にあたっては、プロポーザル方式により、地元の尾鷲ひのきをふんだんに使用した斬新な設計が採択されたため、尾鷲ひのきの調達においては分離発注とし、その請負業者は総合評価方式（価格・管理体制等）により選定されました。

また、本センター内の木造施設である交流棟と展示棟は、全国でもめずらしい特殊な工法（等断面集積木材構造）で建築されており、柱・梁・壁といった構造体は全て、135mm角の無垢材のままの尾鷲ひのきがボルト等の接合金物のみで組み合わされています。

そのため、木造建築物としても注目度の高い施設となっており、平成19年3月には、国内の木材関係者・有識者で構成される全国規模の「木の建築フォーラム」が開催され、地域材利用についての意義を深めました。



三重県立熊野古道センター
（左：交流棟，右：展示棟）



展示棟内部



展示棟外部

漁業関係者との連携の促進

三重県では、森林の整備は豊かな海づくりなどにつながることから、漁業関係者等との森林づくりを連携して進めています。

平成18年度は、これまで行われてきた大台町(旧宮川村)での三浦漁業協同組合や松阪市での三重県漁業協同組合連合会の植樹活動などに加えて、鈴鹿森林組合と下流にある鈴鹿市漁業協同組合・鈴鹿川漁業協同組合が、山側では4月に約50名が森林見学を、海側では8月に約70名が伊勢湾で洋上調査を見学し、交流を図りました。

また、11月には、いせしま森林組合と鳥羽磯部漁業協同組合の間で「豊かな森林づくり・海づくり協定」が締結され、森林づくり・海づくり活動への相互協力などを行うこととしており、平成18年度には鳥羽市で開催された「うまし国水産まつり」に両組合が協働出店したほか、平成19年度には森林づくり活動や海岸清掃などを予定しています。



三重県漁業協同組合連合会の植樹活動
(松阪市飯高町)



いせしま森林組合と鳥羽磯部漁業協同組合の
調印式



鈴鹿森林組合と鈴鹿市漁業協同組合・鈴鹿川漁業協同組合の交流



「企業の森」づくりの推進

平成18年度から、多様な主体による森林づくりを促進するため、県では「企業の森づくり」に取り組んでいます、これは社会貢献の一環として森林整備を考えている企業にフィールドを紹介するものです。

これにより、企業4社と森林づくり協定を結ぶことができ、企業による森林整備活動が始まっています。

【活動内容】

企業名	事業地	面積(ha)	活動内容
シャープ株式会社三重工場	多気町	2.2	人工林の間伐・広葉樹植栽
株式会社百五銀行	津市	0.6	広葉樹植栽
トヨタ車体株式会社	いなべ市	9.0	人工林の間伐・広葉樹植栽
プリマハム株式会社	伊賀市	0.5	広葉樹植栽



シャープ(株)三重工場の森林づくり活動



(株)百五銀行の植樹活動



トヨタ車体(株)の森林づくり活動



プリマハム(株)の植樹活動

三重のもりづくり月間の取組

平成17年10月に制定されました「三重の森林づくり条例」では、森林のもたらす恩恵についての県民のみなさんの理解を深め、森林づくりに参画するために、毎年10月を「三重のもりづくり月間」と決めました。この期間中、森林づくりに関するイベントを県内各地で開催しました。

中央行事として、平成18年10月7日（土）に、じばさん三重（四日市市）において、「社会全体で支える三重の森林づくりを考える」をテーマに森林フォーラム2006を次の内容で開催しました。

- ・女優星野知子さんの講演、パネルディスカッション
- ・木工教室、森林セラピー体験、森の写真展等 ・参加者 約200人

また、菰野町「三重県民の森」ほか県内7地域で、森林や林業を体験する「森の講座」を開催しました。

- ・参加者 約450人



森林フォーラム2006：星野知子さんの講演



森林フォーラム2006：木工教室



森の講座：四日市会場



森の講座：熊野会場

第2章 森林づくりに関する施策の実施状況等

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材供給のほか、水源のかん養や国土の保全などの多面的機能を有していますが、放置された森林の増大により、こうした機能の低下が危惧されています。

このため、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指します。

【数値目標の達成状況】

指 標	実 績	目 標		
	H18年度	H22年度	H27年度	H37年度
間伐実施面積(累計)	7,452ha	40,000ha	80,000ha	140,000ha

H22年度は、県民しあわせプラン第二次戦略計画の目標値です。

1 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

(1) 環境林整備の促進

環境林については、針広混交林への誘導など公益的機能が継続して発揮される森林づくりを進めています。

平成18年度は、森林環境創造事業により、新規に計画樹立を891ha行うとともに、間伐1,391ha、樹下植栽10ha、下刈98haを実施しています。これにより、平成13年度からの着手面積の累計は、計画の11,100haに対し実績は8,181haと74%の進捗状況となっています。

また、認定林業事業体が策定する環境林整備計画についての協議・調整を行う地区森林管理協議会は、計19市町に設置されています。

なお、間伐については、治山事業612ha、自力等その他474haを含め、2,477haを実施しました。

【針広混交林造成のイメージ】



間伐放置林



強度間伐



針広混交林

【地区森林整備協議会設置状況及び環境林整備計画樹立面積の推移】

(単位:ha)

区 分	地区森林整備協議会設置市町	計画樹立面積
平成13年度	(宮川村)、御浜町	273
平成14年度	(関町)、(河芸町)、(芸濃町)、(白山町)、(美里村)、(美杉村) 津市、(勢和村) 多気町、大台町、(飯高町)、(飯南町)、(磯部町)、(紀勢町)、(大宮町)、 (大内山村) 大紀町、度会町、(南勢町)、(南島町) 南伊勢町、(二見町) 伊勢市、(浜島町)、(伊賀町)、(青山町)、(大山田村)、(島ヶ原村)、(海山町)、 (紀伊長島町) 紀北町、尾鷲市、(紀和町)、熊野市	2,278
平成15年度	亀山市、鈴鹿市、松阪市、(阿児町) 志摩市、(鷓殿村)、紀宝町	2,316
平成16年度	(上野市) 伊賀市	944
平成17年度	いなべ市、名張市	1,480
平成18年度	-	891

()は、旧町村

(2) 生産林整備の促進

林業生産活動を通じた森林整備を図るため、間伐などの必要な森林整備や伐採後の着実な再造林を進めています。

平成18年度は、造林事業により間伐2,228ha、植栽65ha、下刈り280haなど、森林吸収源整備緊急間伐事業により間伐408ha、未来にひきつぐ「生産の森」整備特別対策事業により、高齢級間伐303ha、造林未済地の植栽16haを実施しました。

なお、間伐については、治山事業639ha、緑資源機構821ha、自力等その他576haを含め、4,975haを実施しました。



整備されたスギ林



間伐作業



整備されたヒノキ林

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

森林環境教育や林業体験活動の場としての活用も図りつつ、多面的機能が発揮されるよう、木材生産と環境保全を調和させた森林づくりを進めています。

平成18年度は、県内14市町、35ヶ所で地上権設定した県行造林地3,530haで間伐40haを実施しました。

また、県行造林の見直しのための検討会を開催し、管理運営のコスト削減を図るため、収益を得るための利用間伐の実施や低コスト作業の導入などについて検討しました。

なお、京都議定書のCO₂吸収の目標達成のために「木づかい運動」を進める企業と連携し、企業が間伐材の運搬費を負担し紙の原料とする3.9ペーパーの取組みでは、株式会社ゼファアの協力を得て、県負担のない間伐5haを実施しました。



3.9グリーンシステムのロゴマーク



(株)ゼファーの支援により整備された県行造林地：津市

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度などを適正に運用することにより、森林の適切な保全や利用の促進を図っています。

平成18年度には、県内の保安林指定面積は3,341ha増加し、18年度末現在、県内の森林面積の約30%にあたる113,645haの森林が保安林となっています。

また、林地開発については、平成18年度に、7件、16haを許可しています。

【三重県における保安林の指定状況】

区 分	面 積(ha)	
水源かん養	72,294	63.6%
土砂流出防備	38,829	34.2%
土砂崩壊防備	156	0.1%
防風	173	0.2%
潮害防備	6	0.0%
干害防備	20	0.0%
防火	14	0.0%
魚つき	637	0.6%
落石防止	25	0.0%
航行目標	6	0.0%
保健	1,406	1.2%
風致	79	0.1%
計	113,645	100.0%



水源かん養保安林：津市



防風保安林：御浜町

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨などの自然災害による土砂や立木の流出等を防ぐため、治山事業などにより保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において山地災害防止に必要な施設整備や森林の整備を進めています。

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を山地災害危険地として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しているところです。平成18年度末現在、山腹崩壊による災害が発生するおそれがある地区1,958地区、地すべりによる災害が発生するおそれがある地区12地区、山腹崩壊等によって発生した土砂が土石流等となって流出し災害が発生するおそれがある地区1,886地区となっています。平成18年度末でのこれらの山地災害危険地における治山事業の着手率は1ポイント増加し49%となりました。

平成18年度の主な取組として、平成16年9月の台風21号に伴う豪雨により山地災害が発生した地域において再度災害を防止するための激甚災害対策工事を11箇所、山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し災害の防止、軽減を図る復旧治山工事を15箇所、水源地域において荒廃森林の整備を行う水源地域整備事業を6地区で実施しました。また、機能が低位な保安林を対象とし、その健全な生長を促進させるための本数調整伐(間伐)1,251haを実施しました。

【山地災害の復旧】



山腹崩壊の復旧状況：紀北町

【保安林の整備】



津市

(6) 野生鳥獣との共生の確保

野生鳥獣との共生を図るため、野生鳥獣の適正な保護管理に努めています。また、森林造成のために必要な防除対策の実施や野生鳥獣の生息環境に配慮した森林整備等を進めています。

平成18年度の野生鳥獣による林業被害額は154百万円で、ニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害が約91%を占めており、ニホンジカによる被害は年々増加しています。また、サルやニホンジカによるシイタケへの被害も12t、12百万円発生しています。

植林地への防除対策として、防護柵やチューブ等の設置を普及しており、平成18年度は新植地へ防護柵を17,021m設置しました。(造林事業：9,666m、特別天然記念物カモシカ食害対策事業：7,355m)

野生鳥獣の生息数は狩猟や有害捕獲によって調整されていますが、平成18年度の狩猟登録者数は3,668人で、狩猟者の高齢化により狩猟登録者数は減少しています。

また、林業研究部では、平成18年度から3カ年の計画で、林業および森林生態系に対するニホンジカによる被害の実態を明らかにし、被害管理指針を策定するとともに、効果的な侵入防止柵の開発を目的とした研究を始め、平成18年度は、県内148箇所の林分で樹皮食害の実態を調査するとともに、従来シカ柵と異なり歩行障害となるような水平柵の効果を検討しています。

【ニホンジカ関係】



ニホンジカ



食害により盆栽状になったヒノキ



シカによるヒノキ剥皮



防護ネット



防護柵



防護金網

【ニホンザル関係】



ニホンザル



猿害によるシイタケ



防護電気柵

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害の早期かつ重点的な防除を行っています。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めています。

平成18年度は、松くい虫防除対策として薬剤散布による予防措置を54ha、被害木を伐倒処理する駆除措置を102m³実施しました。また、山火事予防運動の一環としてポスター掲示やステッカーの配布などを行い、林野火災の予防思想の普及を図りました。なお、森林国営保険は、618件5,531haの加入があり、平成18年度末現在、2,747件16,182haの加入となっています。

【松くい虫被害及び林野火災の推移】

区分	松くい虫		林野火災	
	面積(ha)	材積(m3)	件数	面積(ha)
平成14年度	2,525	8,847	89	28
平成15年度	2,497	8,202	46	6
平成16年度	2,500	7,869	73	7
平成17年度	2,462	7,666	61	5
平成18年度	1,912	6,066	39	2

林野火災は、暦年

【松くい虫被害】



マツノザイセンチュウ



員弁公園：いなべ市



海岸松林：伊勢市

2 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、三重県型森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林整備を進めていくため、市町と連携して森林計画制度の適切な運用を図っています。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めています。

平成18年度は、伊賀森林計画区において、地域における課題や森林資源の内容を踏まえ、平成19年4月1日を始期とする計画を樹立するとともに、地域森林計画の樹立計画区内の2市（伊賀市、名張市）において、市町村森林整備計画が樹立されました。

また、平成18年9月8日付で全国森林計画が変更されたことを受けて、北伊勢、南伊勢、尾鷲熊野の各森林計画区において、造林面積等について変更を行いました。

【地域森林計画樹立(予定)】

区 分	森林計画名	対象市町
平成18年度	伊賀	伊賀市、名張市
平成19年度	尾鷲熊野	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町
平成20年度	南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
平成22年度	北伊勢	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町

(2) 森林資源データの整備と情報提供

県民の財産である森林の適正な維持・管理を進め、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させていくために、森林GISを活用した森林資源データの整備や情報の提供を行っています。

平成18年度は、地域森林計画の樹立に併せて、伊賀森林計画区の森林簿データの更新を行いました。また、民有林の樹種別面積をはじめとする森林資源に関する各種データについて、冊子および環境森林部ホームページ「三重の環境と森林」にて提供しています。

* 参照アドレス <http://www.eco.pref.mie.jp/shinrin/index.htm>

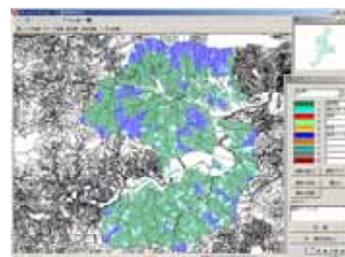
【三重県森林GIS】



オルソ写真 + 森林計画図



樹種別



森林ゾーニング

(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させる森林造成の研究に取り組んでいます。

林業研究部では、強度間伐による人工林の針広混交林化を進めるため、平成17年度から間伐後の高木性広葉樹の侵入予測技術、風倒被害回避技術の開発を目指し、県内各地の様々な条件下にある人工林に試験地を設定し、調査を行っています。平成18年度は、強度間伐実施林分において、間伐後の植生や林内環境等の変化を追跡調査しました。

また、再造林未済地を天然力を活用して低コストで森林化させる手法を確立するために、平成14年から18年度まで県南部地域の再造林未済地において各種の調査と試験を行いました。その結果、再造林未済地の現況と更新阻害要因を明らかにするとともに、低コスト森林化技術を確立し、平成18年度にはこれまでの成果をまとめた普及用冊子を発行しました。

京都議定書に基づく森林の炭素吸収量算定に必要となる基礎データを収集するために、平成15年度から森林の地上部バイオマス、地下部バイオマス、土壌、枯死木、落葉落枝に含まれる炭素貯留量の調査を県内の森林で行っています。平成18年度は土壌、枯死木、落葉落枝に含まれる炭素量を8箇所の森林で調査しました。

【強度間伐による人工林の針広混交林化調査】



強度間伐実施前



強度間伐実施後

【再造林未済地の森林化調査】



再造林未済地



ウラジロ繁茂地での坪刈地植栽



柵設置によるシカ食害影響調査

基本方針 2 林業の持続的発展

林業は、生産活動を通じ森林を適切に管理してきましたが、近年の木材価格の低迷や需要の減少などから活力が失われてきており、手入れ不足の森林や伐採後の未植栽地などが増加しています。

このため、森林資源の循環利用を促進することは、森林の多面的機能の発揮につながることから、これを支える林業の持続的発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指 標	実 績				目 標			
	H18年度	H22年度	H27年度	H37年度	H18年度	H22年度	H27年度	H37年度
県産材(材・材)素材生産量	319千m ³	320千m ³	328千m ³	345千m ³	319千m ³	320千m ³	328千m ³	345千m ³

H22年度は、県民しあわせプラン第二次戦略計画の目標値です。

1 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携を強化するとともに、森林施業の効率化、基盤整備等による生産性の向上を図ります。

(1) 森林施業の団地化・共同化の促進

零細分散化している森林所有者の森林整備や木材生産を進めるため、森林組合などの林業事業体を中心として森林を適正に管理し、作業の団地化・共同化による採算性の向上を図るとともに、流通・加工と連携した計画的な木材供給を進める仕組づくりに取り組んでいます。

平成18年度は、原木安定確保パイロット事業により、県内森林組合職員44名が森林コンサルティング手法等の習得のため京都府日吉町森林組合で研修を受けました

また集約化施業のための森林施業プランの策定では、5森林組合12団地でプランの策定を行い、3団地において高性能林業機械を利用した利用間伐を実施しました。

【森林施業プラン策定状況】

森林組合名	件数	面積(ha)
鈴鹿	1	11.0
松阪飯南	8	214.0
大紀	1	11.2
熊野市	1	42.6
紀南	1	9.6

【高性能林業機械】



イングヤーダ



プロセッサ

(2) 林業の生産基盤整備の促進

森林施業が効率的に実施できるよう、自然環境に配慮し、地形や施業形態に応じた林道や作業道等の計画的な整備を進めています。

また、伐採・搬出作業の効率化や安全性の向上を図るため、高性能林業機械の導入や現場条件にあった低コスト作業システムの普及を進めています。

平成18年度は、林道事業により、林道開設21路線31工区、改良・舗装17路線17工区他、作業路開設24路線を実施するとともに、林道災害復旧事業により、平成16、17、18年災害で被災した17箇所の復旧を行いました。

また間伐対策事業により、低コスト林業確立のための路網開設と高性能林業機械の導入を進めており、平成18年度は、作業道17路線の開設と、プロセッサ、フォワーダ各1台の高性能林業機械を導入しました。

【林道開設状況】



林道西出菅合線：大台町



林道野又越線：紀北町



【災害復旧状況】



林道犁谷線：大台町(旧宮川村)

(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材の加工コストの低減、流通の合理化、製品の規格化等による県産材の安定供給システムづくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、県産材の需要の拡大を図っています。

平成18年度は、原木集荷、木材加工、製品流通等が伸び悩んでいる松阪木材コンビナート内の事業体を対象に、経営の合理化、健全化を促進するとともに、県産材の安定した生産、供給体制を再構築するため、木材コンビナート再生事業に取り組みました。

その中で、「松阪木材コンビナート全体構想書」の検証、課題の洗い出しを行うとともに、各事業体に対しては、木材産業の再生と活性化に資する改革プランを提示するなどの支援を行いました。

また、製材端材、樹皮、山元に放置されている間伐材等の未利用資源を有効に利活用するため、木質バイオマス利用のためのチップ製造施設の建設に対して助成を行いました。

さらに、平成18年度からスタートした「新生産システム推進対策事業」により、大ロット協定取引による流通・加工体制を確立することでコストの削減を図り、山元への還元を増加させる取組として、松阪市の大型製材工場を核とした「中日本圏域（三重県・愛知県・岐阜県）」をモデル地域に選定し事業を推進しました。

【松阪木材コンビナート】



原木市場



製材品市場

(4) 特用林産の振興

安全で安心な県産きのこや木炭などの特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進するとともに、消費者ニーズや市場動向などの必要な情報を生産者に提供しています。また、きのこの生産や利用に関する研究を進めています。

平成18年度は、適切な品質・衛生管理方法を示したマニュアル12品目を整備するとともに、生産者への研修会を開催しました。また、県産特用林産物を消費者に紹介するイベント等を開催し、三重県の特用林産物のPRを行いました。



きのこの安全・安心研修会



きのこ三昧 in みえ・プラス!



林業研究部では、三重のハタケシメジの生産力向上を図るため、平成18年度は、野生菌株を交配して選抜したもののなかから、栽培系統の亀山1号と同等以上の発生が認められるハタケシメジの菌株を選抜しました。また、ヒラタケについても、既存菌株の交配により原木栽培種に近く食味、日持ちがよい新系統が得られました。



ハタケシメジ交配株



新系統のヒラタケ

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組んでいます。

林業研究部では、平成18年度から3カ年の計画で、森林施業の省力化を目的とした「巻

き枯らし間伐」の効率性と、巻き枯らし間伐木が病虫害の発生源となる危険性について研究を始め、時期別に巻き枯らしを実施しました。

また、木材の乾燥技術の向上を図るため、無背割り材での乾燥が要求されている芯持ち柱材について、表面割れを防ぐための乾燥初期のドライイングセット処理と天然乾燥を組み合わせた乾燥方法を検討しました。



巻き枯らし



ドライイングセット後に天然乾燥

2 担い手の育成及び確保

将来にわたり適切な森林の整備が行えるよう、森林づくりの担い手の確保や林業事業者等の育成強化を図ります。

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供や普及啓発などを行うとともに、新規就業者の定着率の向上や人材の育成を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止、技術向上研修への参加などを進めています。

平成18年度は、(財)三重県農林水産支援センターと連携して、52.5日間の作業士研修や新規就業者セミナーを実施し、11名の研修生が林業に必要な技能・資格を習得しました。

また、林業への新規就業は29名の若手（40歳未満）が就業しました。なお、40歳以上を含めると37名となります。

林業労働災害防止のため、作業現場への巡回指導や安全衛生指導員研修を開催し、事故防止の啓発を行いました。

なお、平成18年の休業4日以上死傷者数は、平成17年に比較して20名減少し83名となりましたが、死亡者は1名増の2名となっています。

【新規林業就業者数の推移】

区分	人数
平成14年度	25
平成15年度	32
平成16年度	40
平成17年度	23
平成18年度	29

【作業士研修】



【林業労働災害の状況】

区分	被災者数	うち死亡
平成14年	132	1
平成15年	108	2
平成16年	100	1
平成17年	103	1
平成18年	83	2

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成するため、経営支援や機械化の促進などにより経営改善や林業生産の効率化を進めています。

平成18年度は、事業体に対し2件の新規就業促進資金の貸付や、森林組合に対し森林育成促進資金の貸付を行いました。また、経営体に対し研修会を2回実施しました。

平成18年度末現在、認定林業経営体は、1経営体、224haが新たに認定されたことから、18経営体17,469haが認定されています。また、認定林業事業体は、平成18年度に28事業体が更新し、新規に1事業体が認定されたことから、50の事業体が認定されています。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域における生活環境を向上して担い手の定住を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な生活環境の確保を図っています。

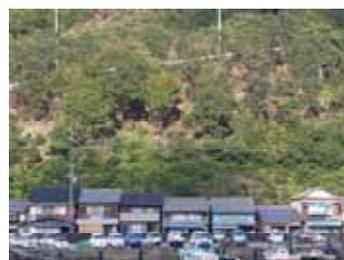
平成18年度は、林道舗装2路線、防火水槽1基を整備するとともに、集落周辺において山地災害防止に必要な施設や森林の整備を実施しました。



林道舗装：紀宝町



治山施設：熊野市



森林整備：南伊勢町

3 県産材の利用の促進

県産材の利用は「緑の循環」を通じた森林整備の促進につながることから、住宅建築や公共事業等への積極的な利用を進めます。

(1) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や三重の森林づくりにおける県産材利用の意義について、広く普及啓発を行い県民の理解の促進と意識の高揚を図っています。

平成18年度は、県産材を使う運動を推進するため、県内4地域でのワークショップと県民の代表を交えた円卓会議を開催し、運動の指針となる「木づかいプラン」を作成するとともに、木づかいに関するイベント等を開催し、県民への普及啓発を行いました。



児童・生徒木工工作コンクール

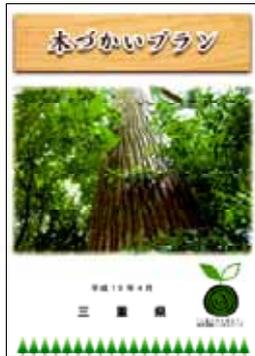


ウッディフェスタ



子育て応援！わくわくフェスタ

【木づかいプラン】



「三重の木を使おう」県民運動の推進



運動の基本理念

(2) 信頼される県産材の供給の促進

県産材「三重の木」認証制度の普及などにより、品質の確かな県産材の供給を進めています。

平成18年度は、認証製材工場121社により5,137㎡の「三重の木」認証材を供給するとともに、「三重の木」認証材を使用した木造住宅300戸に補助金を交付しました。

【地域別建築戸数】

(単位：戸)

四日市	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野	計
63	62	50	42	20	23	40	300

【「三重の木」住宅建築状況】



(3) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した家づくりが進められるよう、木材関連業者と工務店、建築士等との連携による住宅相談窓口の設置などの取組を進めています。

平成18年度は、134件の住宅相談を受けたほか、伐採から住宅建築までの行程を見学する山づくり・家づくり体験ツアーを実施するなど、県産材を利用した家づくりの普及に取り組みました。

【山づくり・家づくり体験ツアー】



(4) 公共施設等の木造・木質化の推進

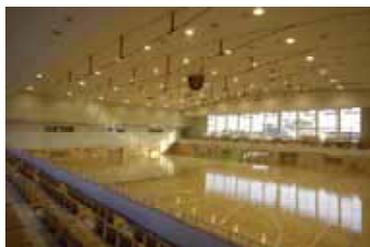
県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、国、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけています。

平成18年度は、大型木造建築物である三重県立熊野古道センターをはじめ、18の県有施設において県産材を利用しました。

【伊勢高校トレーニング場】



【鈴鹿スポーツガーデン】



(5) 間伐材等の利用の促進

県が実施する公共工事等で間伐材の利用を積極的に進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への間伐材利用を働きかけています。

また、森林づくりや製材過程で発生する残材等の未利用資源の有効活用を図るため、木質バイオマスエネルギーなど新たな利活用を進めています。

平成18年度は、県の公共土木工事において間伐材の利用促進を進め、3,214m³の間伐材の使用実績がありました。

また、木質バイオマスエネルギーの利活用については、平成18年度、19年度の2カ年計画で松阪市内にチップ工場を建設するとともに、それを利用した熱エネルギー供給施設の建設についても支援を行っていくこととしています。

なお、松阪市では、市単独事業により、県リサイクル認定製品に登録された間伐材製の学童用机・椅子を、市内の全小学校を対象に、平成18年度より順次導入を進めています。

【公共工事等の利用事例】



落石防護壁工：熊野市



木柵工：菟野町



木製アスカープ、柵工：津市

【間伐材等の木材を使った三重県リサイクル認定製品】

区 分	用途及び認定製品数
土木資材	工事用看板8、バリケード5、ウッドブロック1、植生マット1
建築資材	床板・壁板1
物 品	学習机・椅子1



工事用看板



工事用バリケード



ウッドブロック

また、林業研究部では、製材所から排出される樹皮の総合的な資源利用をめざした研究で、プラスチック様成形体の試作やヒラタケ栽培への活用を行いました。

さらに、残材の有効利用を目的にラス板を活用したスギ三層パネルを製造し、そのパネルせん断性能を検討しました。



ヒラタケビン栽培



三層パネルのせん断試験

(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

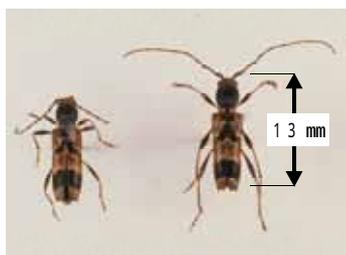
消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究・開発を進めています。

平成18年度は、スギ材と鋼材を複合化した構造材へ耐火性能付与技術を研究し、柱材、梁材でそれぞれ耐火1時間、耐火2時間の国土交通大臣の認定を得ました。

また、スギノアカネトラカミキリ被害材（アイクイ材）の利用を促進するため、被害材で作製した円柱加工材および小断面材の曲げ強度試験を実施し、材面上の被害の有無による強度に有意な差が認められないことを確認するとともに、被害材を使用して製作した木製フェンス、ガードレールの耐久性能試験を実施しています。

さらに、県産木材に接着加工や塗装処理を行ったドアや学童机を試作し、その製品から放散される揮発性有機化合物（VOC）などについて検討したところ、人をリラックスさせる木材由来成分が適量放散されるとともに、有害化学物質の放散が少ない製品が製造可能となりました。

【スギノアカネトラカミキリと被害材の利用】



スギノアカネトラカミキリ
左：メス 右：オス



アイクイ材：スギ



木製フェンス

基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用を進めることにより、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指 標	実 績	目 標		
	H18年度	H22年度	H27年度	H37年度
森林文化・森林環境教育 指導者数及び活動回数	270人 1,105回	400人 1,600回	500人 2,000回	750人 3,000回

H22年度は、県民しあわせプラン第二次戦略計画の目標値です。

1 森林文化の振興

県民が森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 新たな森林の活用の促進

熊野古道の活用や森林療法など、山村地域の森林資源やフィールドそのものが持つ潜在的な価値を活かした新たなビジネスの展開を支援するなど、魅力ある地域づくりを進めています。

平成18年度は、県民のみなさんと一緒にこれからの森林づくりを考える県民集会において、県内6地域で森林療法の取組について事例発表をしていただきました。

【森林療法】



県民集会の事例発表



森林療法の調査



(2) 都市と山村との交流の促進

都市住民の新しいふるさととして、豊かな自然や文化など山村地域の持つ魅力を活かした体験交流を進めています。また、森林の整備は豊かな海づくりなどにつながることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を図っています。

平成18年度は、これまで行なわれた三浦漁業協同組合や三重県漁業協同組合連合会の植樹活動などに加え、鈴鹿森林組合と鈴鹿市漁業協同組合・鈴鹿川漁業協同組合や、いせしま森林組合と鳥羽磯部漁業協同組合の交流活動が始まりました。

【三浦漁業協同組合】



【三重県漁業協同組合連合会】



【鈴鹿森林組合と鈴鹿市漁業協同組合・鈴鹿川漁業協同組合の交流】



山と海の交流の始まり



海から山へ



山から海へ

(3) 里山の整備及び保全活動の促進

地域の伝統や文化を支え、人々の生活と密接に関連してきた里山を、生活環境の保全や身近な自然とのふれあいの場として活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めています。

平成15年度から団体等による地域の自然を守り育てる活動を支援するために、自然観察会などを行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」と、里山の管理作業などの活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」を設けています。

平成18年度は、新たに4団体の里地里山保全活動計画を認定し、平成18年度末現在、みんなで自然を守る認証団体数は4団体、里地里山保全活動計画認定団体数は17団体となり、7団体に対し保全活動に必要な資材等の購入に対する助成を行いました。

【認証・認定団体の推移】

区分	認証数	認定数
平成15年度	3	4
平成16年度	1	4
平成17年度	-	5
平成18年度	-	4
計	4	17

【活動状況】



名張グリーン倶楽部



志摩市迫間区

(4) 森林文化遺産等の保全

貴重な文化資源である巨樹・古木等の保存に努めています。また、木造古民家等の活用を進めています。

平成18年度は、(財)日本緑化センターが行った多気町波多瀬の山桜の樹勢診断や樹勢回

復治療を支援しました。このほか、(社)三重県緑化推進協会では、樹勢診断、保護の指導などを伊賀市馬田薬師寺のムクロジをはじめ8市町15箇所で行いました。



波多瀬の山桜



薬師寺のムクロジ



2 森林環境教育の振興

森林や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成などを図ります。

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の森林に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供するとともに学習の機会の増大を図っています。

平成18年度は、社会全体で森林づくりを進めるため、県民のみなさんと一緒にこれからの森林づくりを考える県民集会を県内7地域で開催し、約620名の参加がありました。また、県政だよりや新聞などにより啓発活動を行うとともに、ホームページにより森林や木に関する情報提供を行っています。



県民集会：津



伊勢新聞



ホームページ

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林や林業について学習できる場を確保するとともに、インタープリター（森の語り部）の育成など、受け入れに必要な条件整備を進めています。

三重県民の森及び上野森林公園ではボランティア等で構成する「モリメイト」を活用し、森林の手入れなどを進めるとともに、平成18年度は71回の自然観察会を開催するほか各種研修などに活用されています。

また、学校林や市民の憩いの場としての森林の整備を進めています。

【三重県民の森：菰野町大字千草字西貝石】



【上野森林公園：伊賀市下友生字松ヶ谷】



【その他】



学校林：伊賀市すずらん台小学校

絆の森：伊勢市

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民への森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラムの作成や学習環境を整備するとともに、指導者の育成などを進めています。

平成18年度は、ボランティア指導者の育成のための森林作業の安全研修会の開催や新たなボランティア参加者育成活動を行ったNPO法人「森林の風」に対して支援するとと

もに、(社)三重県緑化推進協会が実施した緑の少年隊指導者への資質向上を目的とした研修会を支援しました。

また、普及活動のなかで、小中学校への出前授業を11回実施し、延べ345人の児童生徒に森林の重要性や木材利用の意義のほか、樹木に関する講義を行いました。また、2つの高校で、間伐実習や林業現場見学などを行うとともに、一般県民向けに、川上から川下までの森林・林業見学ツアーを実施したほか、シイタケづくりやネイチャークラフトなどの体験講座を開催しました。

【森林ボランティア指導者の育成等】



指導者研修：津市



初心者研修：亀山市



NPO法人「森林の風」

【学校の体験活動等】



伊賀市：古山小学校



松阪市：鎌田中学校



津市：久居農林高校

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりへの多様な主体の参画を図ります。

【数値目標の達成状況】

指 標	実 績	目 標		
	H18年度	H22年度	H27年度	H37年度
森林づくりへの参加者数	11,596人	15,000人	20,000人	30,000人

H22年度は、県民しあわせプラン第二次戦略計画の目標値です。

1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、多様な主体が多様な方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

(1) 森林づくりへの県民参加の促進

森林づくりへの多様な主体の参加を促すため、活動場所の確保や指導者の育成、情報の提供などを行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を支援しています。

平成18年度から、企業の参画による森林整備として「企業の森づくり」を県内外の企業に呼びかけ、シャープ(株)三重工場、(株)百五銀行、トヨタ車体(株)、プリマハム(株)の4社により「企業の森」の取組が始まりました。

【シャープの森づくり：多気町地内】



【百五の森の森林づくり：津市地内】



【トヨタ車体の森づくり：いなべ市地内】



【プリマの森づくり：伊賀市地内】



(2) 計画づくりへの県民の参画

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとに、森林づくりや木材利用の計画づくりを進めています。

平成18年度は、計画の企画・立案段階から地域住民が参画するワークショップを3回開催し、地域森林計画を樹立しました。また、「三重の木を使おう」県民運動を推進するため、県民参画型のワークショップを県内4地域で開催するとともに、県民の代表を交えた円卓会議を4回開催し、県民からの意見や提言を取り入れた「木づかいプラン」を作成しました。

【地域森林計画樹立】



現地調査



ワークショップ



【「木づかいプラン」作成】



ワークショップ



円卓会議



(3) 身近な緑化活動の推進

緑化活動に取り組む団体と連携して、花木の植栽などの身近な緑化活動の促進を通して、県民の緑化意識の高揚を図っています。

平成18年度は、(社)三重県緑化推進協会と連携し、緑の募金の普及啓発活動を実施しました。また、新聞や県広報誌等を活用し、緑化運動の重要性の周知を図りました。

このほか、宝くじ緑化事業により県立熊野古道センターの周辺緑化の実施や伊賀市、大台町、紀北町での桜若木植栽の支援をしました。



緑の募金



熊野古道センター

2 森林づくりの意識の啓発

県民の森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画意識を高める取組を行います。

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等多様な主体と協働して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種行事等を毎年10月に重点的に実施することになりました。

平成18年度は、中央行事として、10月7日(土)に、じばさん三重(四日市市)において、「社会全体で支える三重の森林づくりを考える」をテーマに、森林フォーラム2006(参加者約200人)を開催しました。また、県内7地域で、森林や林業を体験する「森の講座」(参加者約450人)を開催しました。

【もりづくり月間の取組】

区 分	開催場所	イベント内容等
森林フォーラム2006	じばさん三重(四日市市)	講演会、木工教室等
森の講座(四日市)	三重県民の森(菟野町)	間伐見学、苗木の植栽等
森の講座(津)	道の駅美杉(津市)	森林見学、スギオリジナル表札作り等
森の講座(松阪)	観音岳(松阪市)	樹木をはじめとする自然観察会
森の講座(伊勢)	おおみや昆虫館(大紀町)	森に棲む蝶の話、FSCの森散策等
森の講座(伊賀)	三重県上野森林公園(伊賀市)	森クイズラリー、ネイチャークラフト等
森の講座(尾鷲)	森林組合おわせ(紀北町)	尾鷲の森林・熊野古道センター見学等
森の講座(熊野)	熊野原木市場(熊野市)	原木市場・製材工場見学等

【森林フォーラム】



キノコの展示・販売



パネルディスカッション



森林の学習

【森の講座】



松阪



伊勢



(伊賀)

主な施策と予算

【基本施策】

【平成18年度に講じた主な取組と決算額】

森林の整備及び保全	森林環境創造事業費	396,362千円
	・ 公益的機能を重視する環境林の針広混交林化などの公的な整備の推進	
	造林事業費	322,960千円
	・ 森林資源の充実と公益的機能を発揮させるための生産林の整備の促進	
	① 未来にひきつぐ「生産の森」整備特別対策事業費	67,772千円
	・ 高齢級間伐と伐採後の造林未栽地の解消の促進	
	② 森林吸収源整備緊急間伐事業費	40,114千円
	・ 二酸化炭素吸収源機能の発揮に向けた重点的な間伐の促進	
	森林整備促進事業費	85,670千円
	・ 森林所有者等による森林の適切な管理や地域活動の促進	
	県行造林事業費	235,384千円
	・ 地上権を設定した県行造林地の森林管理の推進	
	治山事業費	2,511,808千円
	・ 機能の低下した保安林において治山施設の設置や森林整備の推進	
③ 治山施設機能回復事業費	19,144千円	
・ 機能の低下した治山施設を対象として流木や落石の除去等の推進		
人家等保全防災機能強化緊急対策事業費	193,104千円	
・ 人家等に近接する山地災害危険地区において森林の整備等の推進		
治山激甚災害対策特別緊急事業費	1,281,156千円	
・ 宮川地区において再度災害を防止するための治山ダム工等の設置の推進		
④ 沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業費	393,581千円	
・ 大規模な津波が想定される地域で避難地・避難路への落石対策等の推進		
野生生物共存確保事業費	26,611千円	
・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化の推進		
森林の区分に応じた 森林管理の推進	地域森林計画編成事業費	11,163千円
	・ 地域の特性に応じた森林施業の推進目標や森林管理指針の整備	
	自然環境保全技術開発費	4,323千円
・ 針広混交林化や伐採跡地の低コスト森林化等の研究		
林業及び木材産業等 の振興	⑤ 原木安定確保パイロット事業費	6,587千円
	・ 林業事業体による原木の安定的、持続的な供給確保の促進	
	林道事業費	1,266,662千円
	・ 森林整備につながる林道などの路網整備の促進	
	林業・木材産業構造改革事業費補助金	20,253千円
	・ 林産物の安定供給やニーズにあった製品供給のための施設整備の促進	
	⑥ 木材コンビナート再生事業費	14,700千円
・ 木材コンビナートの再構築に向けた活性化計画の策定		
木材コンビナート施設整備事業費補助金	144,692千円	
・ バイオマス利用につながる木材チップ工場の建設の促進		
⑦ 安全・安心きのこづくり推進事業費	2,710千円	
・ 消費者のニーズにあった安全で安心なきのこ類の生産の促進		
担い手の育成及び確 保	林業担い手育成確保対策事業費	4,183千円
	・ 林業後継者や林業労働力の確保と労働安全対策の促進	
	森林育成促進資金貸付事業費	130,284千円
・ 森林組合等の事業展開に必要な資金の貸付		

県産材の利用の促進	①	「三重の木と暮らす」住まいづくり支援事業費 ・県産材「三重の木」の認証と「三重の木」使用住宅の建設の促進	111,743千円
	①	顔の見える三重の家づくり支援事業費 ・森林所有者と消費者を結ぶ消費者の納得する家づくりの推進	6,220千円
		林業技術開発促進費 ・木材と鋼材の複合化やアクリクイ材利用等の研究	28,989千円
森林文化の振興		里地里山保全活動促進事業費 ・里地里山の自然を守り育てる団体等の活動の促進	1,193千円
森林環境教育の振興		普及指導活動事業費 ・森林・林業に関する技術・知識の普及や森林施業に関する指導の実施	6,244千円
県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援	②	多様な主体による森林づくり事業費 ・ボランティアや企業等多様な主体による森林整備活動の促進	2,837千円
	②	「県産材を使おう」県民運動推進事業費 ・県産材利用の具体的な取組方向と目標を定めた「木づかいプラン」の策定 緑化推進費 ・緑化活動の推進と公共施設の緑化の推進	2,162千円 5,508千円
森林づくりの意識の啓発		「みんなで考える三重の森林」事業費 ・県民の森林や木の理解を図るための森林フォーラムや森の講座の開催	2,537千円

注) 政策部科学技術振興センター林業研究部予算
 ① 県民しあわせプラン 戦略計画 重点プログラム事業
 ② 平成18年度 新規事業

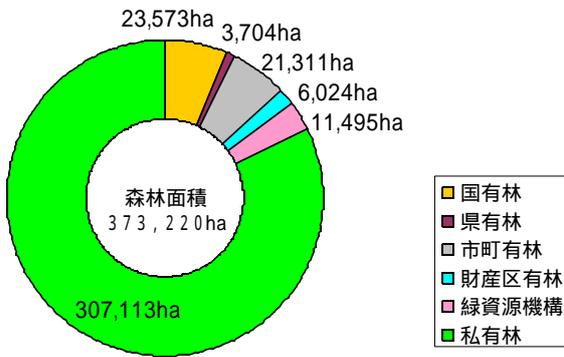
第3章 三重の森林・林業の現状

森 林

1 森林資源(平成18年度末現在)

(1)所有者別森林面積

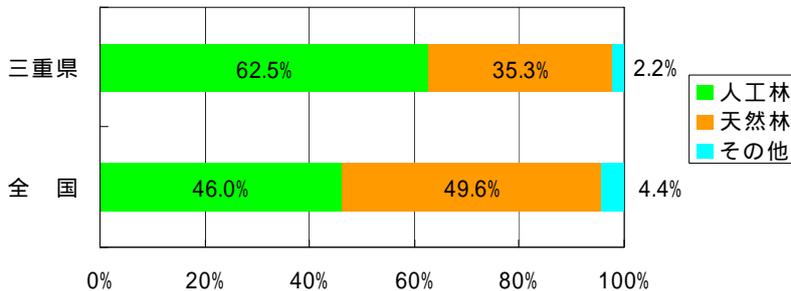
森林面積は、373千haと県土面積578千haの65%を占めています。その内訳は、国有林24千ha(6%)、民有林350千ha(94%)であり、民有林では、私有林が307千ha(88%)を占めています。



(森林振興室)

(2)林種別森林面積(民有林)

林種別森林面積は、スギとヒノキを中心とする人工林218千ha、天然林124千ha、その他8千haであり、人工林率は63%と全国平均(平成13年度末)の46%を大きく上回っています。

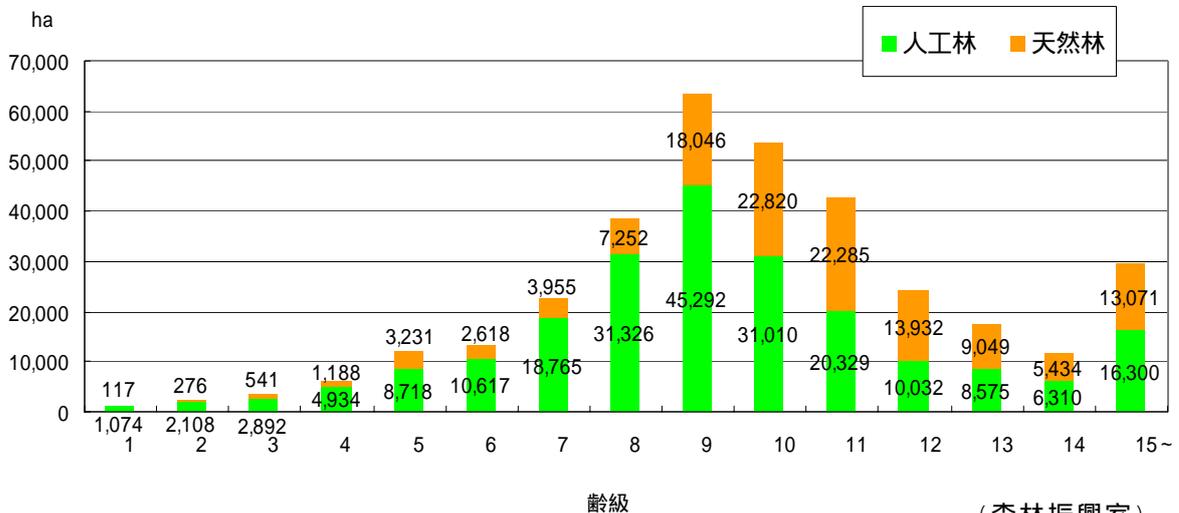


(森林振興室)

(森林・林業白書)

(3) 齢級別森林面積(民有林)

人工林では9齢級(41年生~45年生)が、天然林では10齢級(46年生~50年生)の林分が最も多く、また、人工林では、8齢級以上(36年生以上)の林分が169千ha(78%)を占めています。

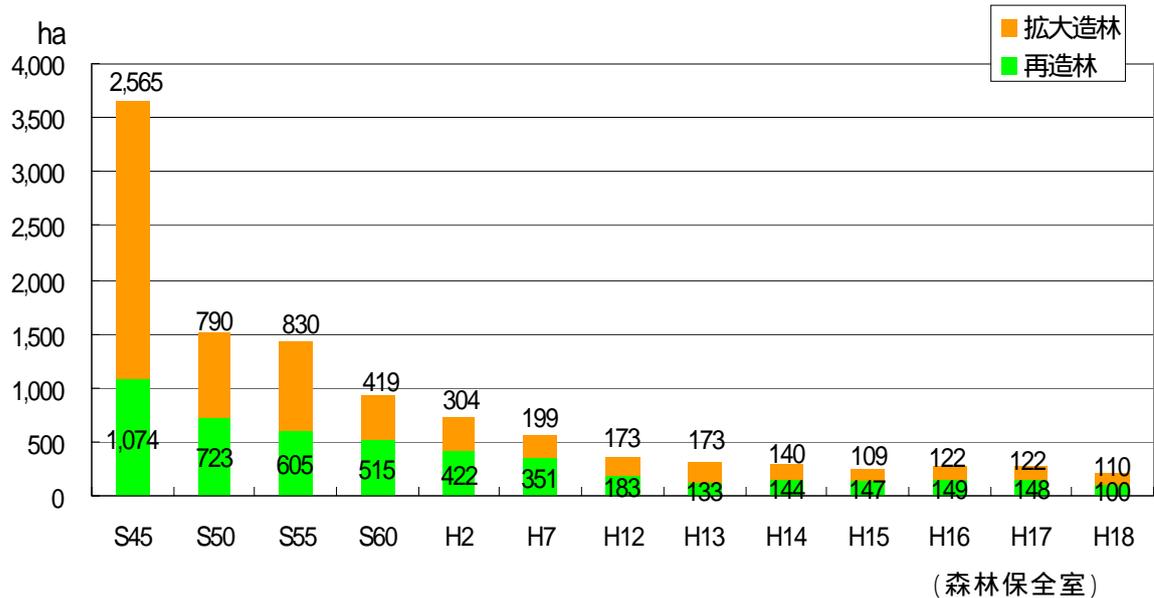


(森林振興室)

2 森林整備

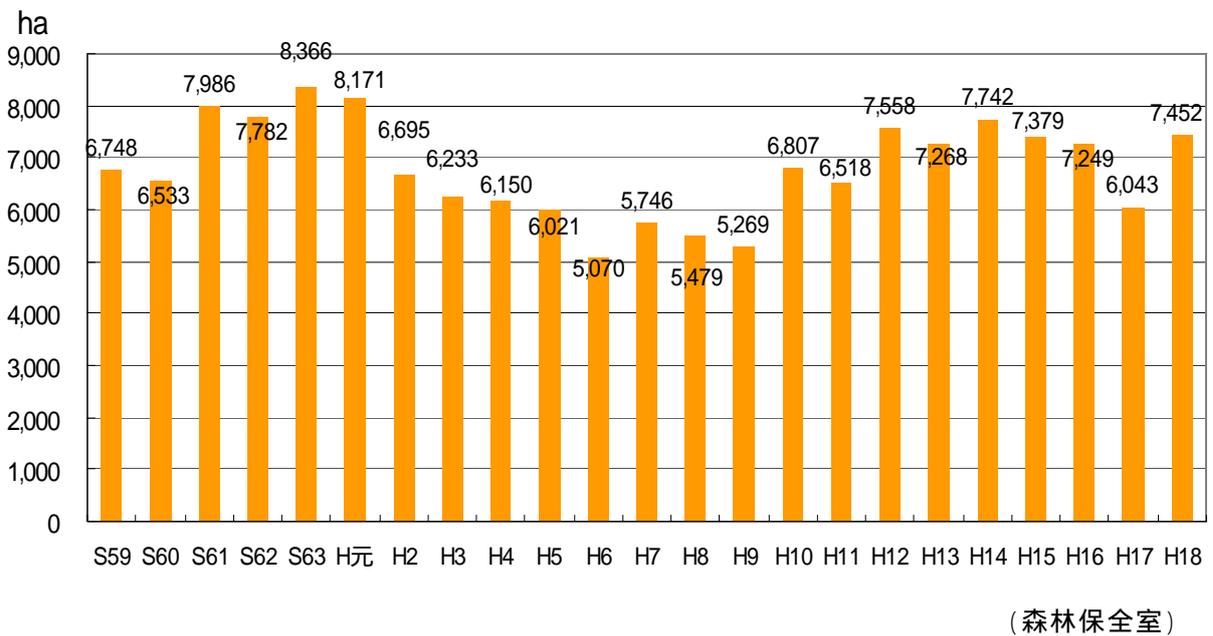
(1) 人工造林面積(民有林)の推移

平成18年度の造林面積は、拡大造林110ha、再造林100haの210haとなっています。



(2) 間伐面積(民有林)の推移

平成18年度の間伐面積は、平成16年度の林道災害の復旧が進んだことなどから、平成17年度に比べ1,409ha増の7,452haとなっています。

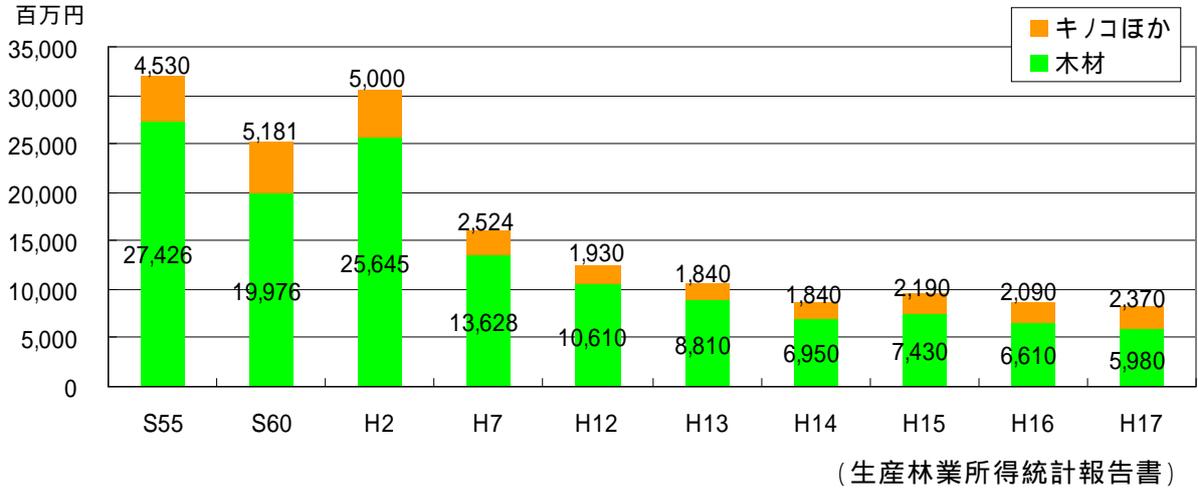


林業

1 林業経営

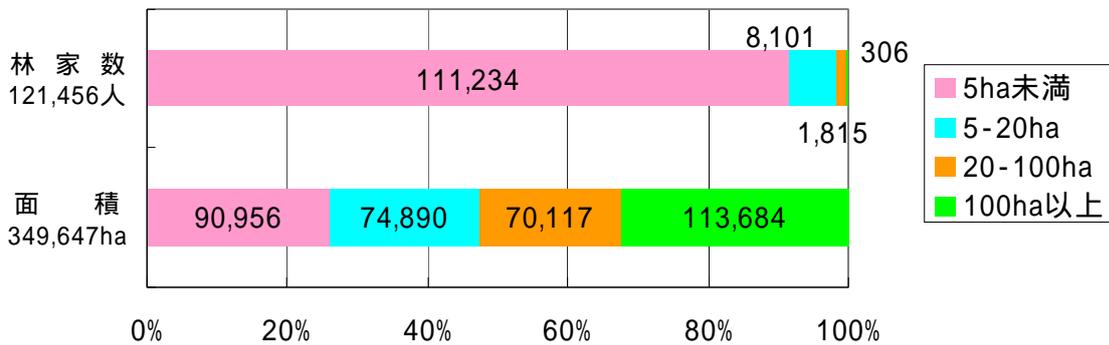
(1) 林業産出額の推移

平成17年の林業産出額は、8,360百万円と、平成2年の30,645百万円に比べ27%に減少しています。



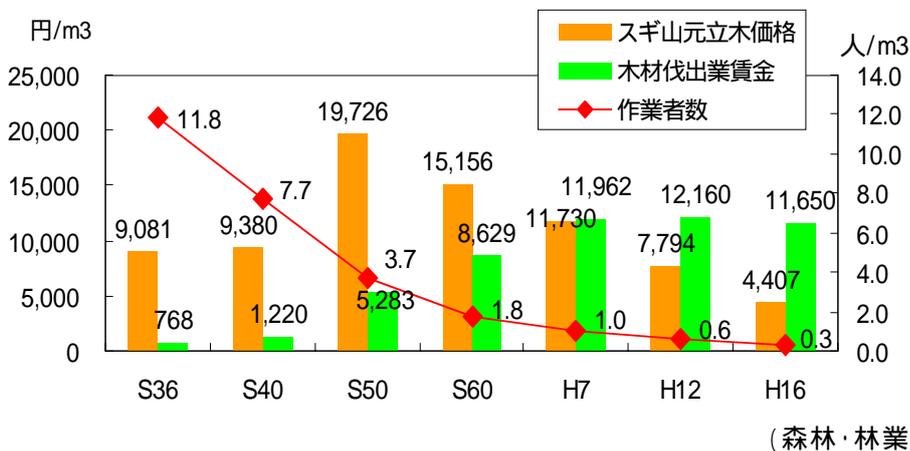
(2) 森林所有規模別所有者数及び森林面積

平成18年度末現在、森林所有者は121,456人で、うち5ha未満の所有者が全体の92%(森林面積26%)を占め、100ha以上の所有者は、0.3%(森林面積33%)となっています。



(3) スギ1m3で雇用できる伐木作業員数

スギ1m3の伐採で雇用できる作業員数は、平成7年1.0人から平成16年は0.3人に減少しています。



(4) 林道

平成18年度末現在、民有林の林内道路密度は、18.1m/haで、うち林道密度は4.7m/haと全国平均の5.0m/haを下回っています。

区分	延長(km)	密度(km/ha)	舗装延長(km)	舗装率(%)
三重県	1,637	4.7	750	45.8
全国	87,131	5.0	36,075	41.4

全国：17年度末
林道延長は、林道のうち自動車道を記載（森林保全室、民有林森林整備施策のあらまし）

(5) 高性能林業機械等

平成17年度末現在、県内の高性能林業機械は、スングヤーダが5台と平成16年度に比べ3台増えたことから合計32台となっています。

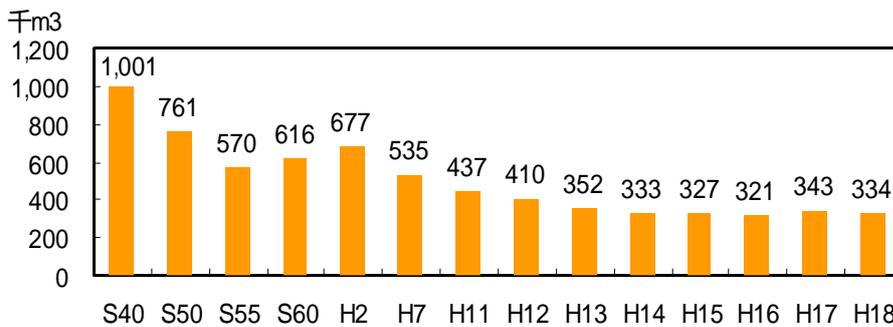
区分	クレーン	スイングヤーダ	スキッド	ハーベスタ	プロセッサ	フォワーダ
三重県	7	5	5	5	5	5
全国	174	340	163	442	1,002	722

(林業経営室、森林・林業白書)

2 木材生産

(1) 素材生産量の推移

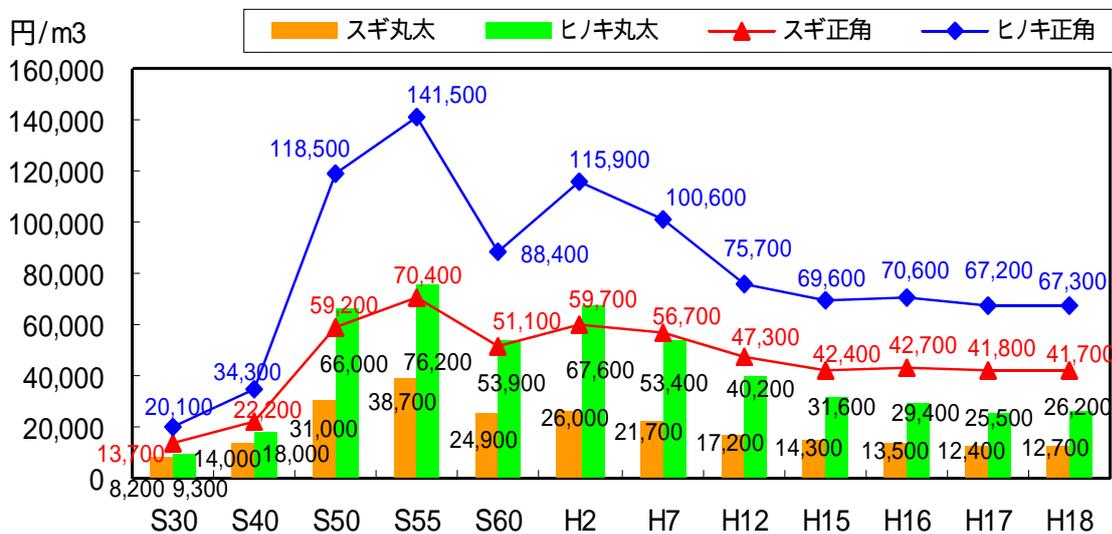
平成18年の素材生産量は、334千m3であり、平成17年に比べ、9千m3減少しています。



(農林水産省統計部「木材需給報告書」)

(2) 木材価格の推移

平成18年の原木価格は、1m3当たり、スギ12,700円、ヒノキ26,200円と、最も高かった昭和55年に比べ、スギは33%、ヒノキは34%となっています。また、製品価格は、スギ41,700円、ヒノキ67,300円と、昭和55年に比べ、スギは59%、ヒノキは48%となっています。

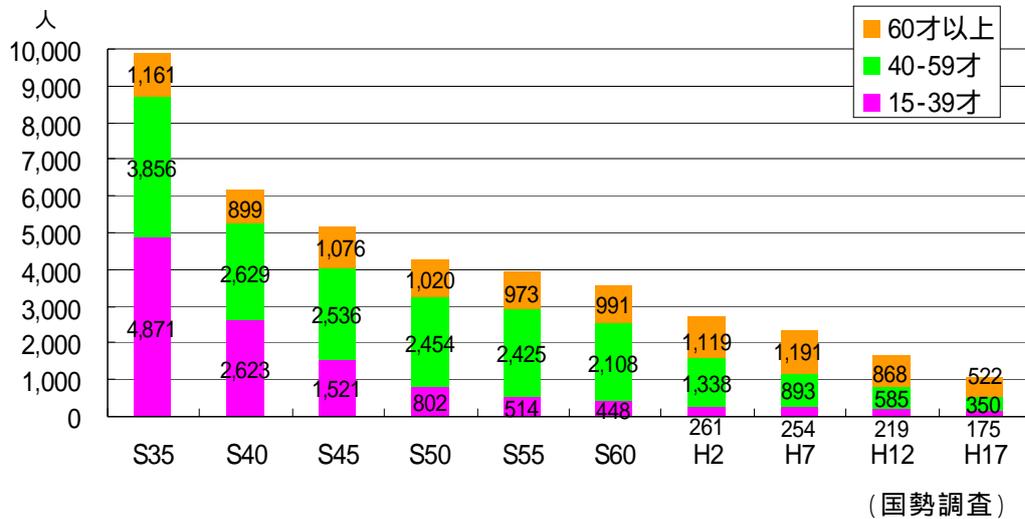


(森林・林業白書)

3 林業労働力

(1) 林業従事者数の推移

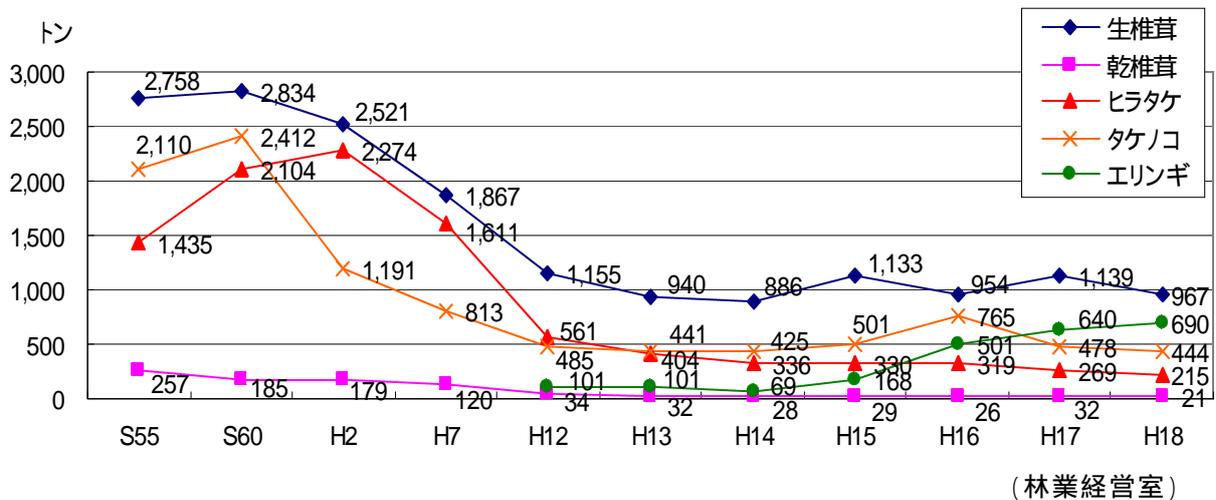
林業従事者数は、昭和35年の9,888人から平成17年は1,047人と11%に減少しています。また、60歳以上の割合は、昭和35年の12%から平成12年には50%に増加しています。



4 特用林産物

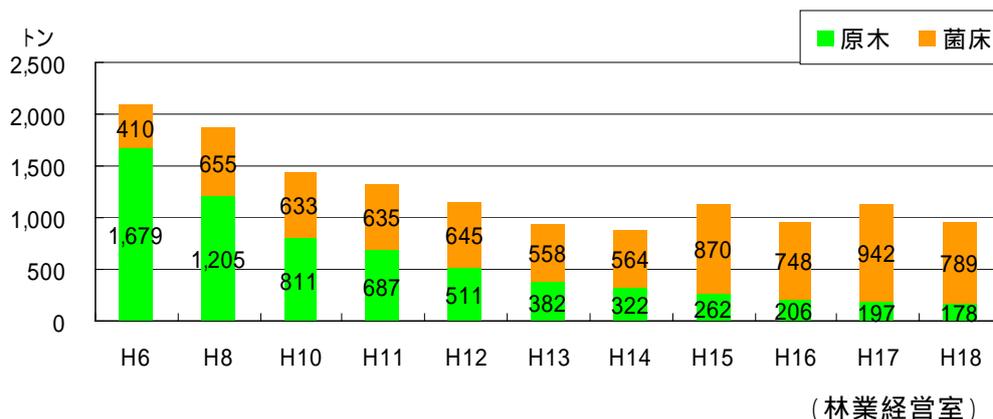
(1) 主要特用林産物生産量推移

平成18年の生シイタケの生産量は、967トンと、平成17年に比べ172トン減少しています。また、エリンギは670トンと平成17年に比べ30トン増加しています。



(2) 生シイタケ生産の内訳

平成18年の菌床栽培は、789トンと平成17年に比べ153トン減少しています。

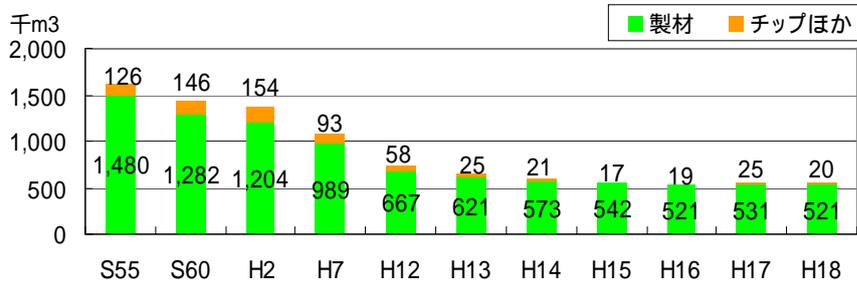


木材産業

1 木材加工・流通

(1) 木材需要量の推移

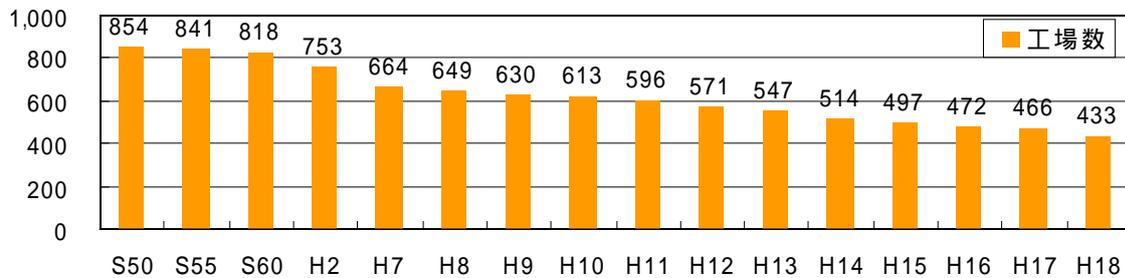
平成18年の木材需要量は、541千m³で、うち製材用材が521千m³と全体の96%を占めています。



(農林水産省統計部「木材需給報告書」)

(2) 製材工場数の推移

平成18年の製材工場は、433工場で、平成17年の466工場に比べ33工場減少しています。

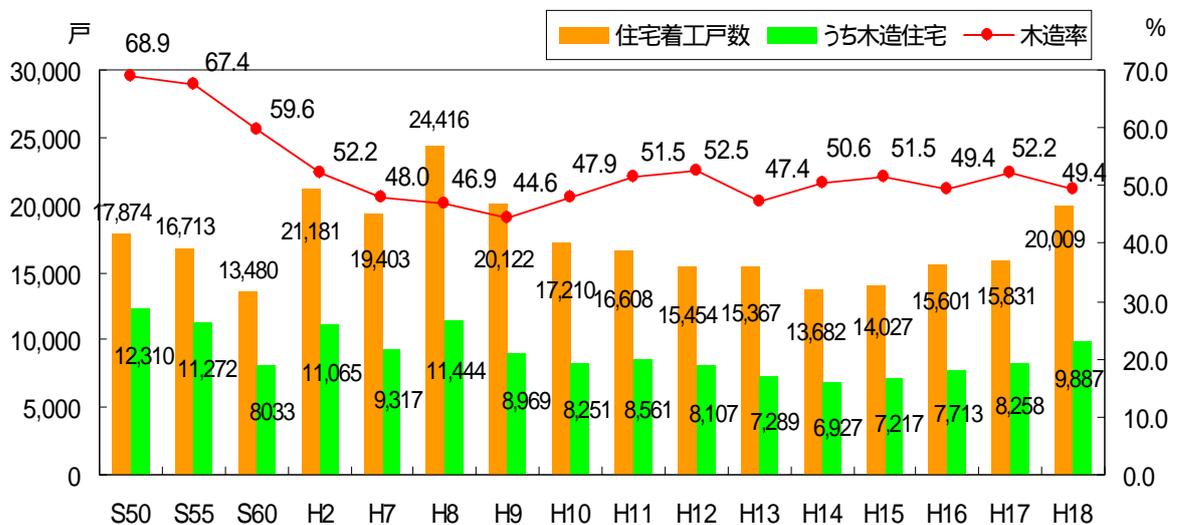


(農林水産省統計部「木材需給報告書」)

2 住宅着工戸数

(1) 新設住宅着工戸数の推移

平成18年の新設住宅着工戸数は、20,009戸で、うち木造住宅が、9,887戸となっています。木造率では、49.4%と平成17年に比べ2.8ポイント減少しています。

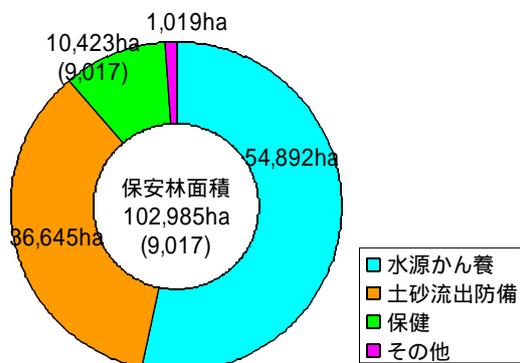


(国土交通省「住宅着工統計」)

県土の保全

(1) 保安林(民有林)

平成18年度末現在、保安林は、102,985ha(うち兼種9,017ha)、指定率は27%となっています。その内訳は、水源かん養保安林58%、土砂流出防備保安林39%と、この2種が全体の97%を占めています。



()は、重複で内数 (森林振興室)

(2) 山地災害危険地区

平成18年度末現在、山地災害危険地区は、3,856箇所あり、治山事業による安全対策工事着手率は、49%となっています。

(単位:箇所)

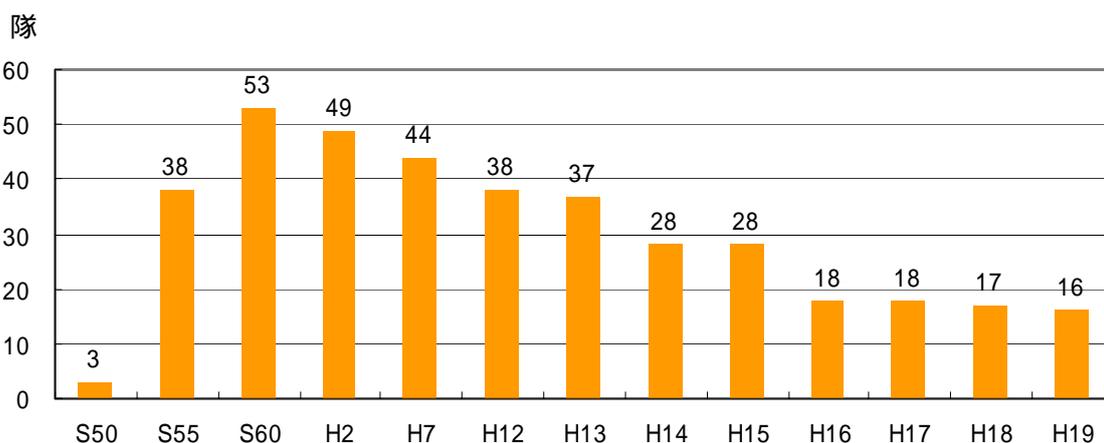
区分	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	合計
既着手	873	997	12	1,882
未着手	1,085	889	0	1,974
合計	1,958	1,886	12	3,856
治山着手率	45%	53%	100%	49%

(森林保全室)

森林づくりへの参加

(1) 緑の少年隊数の推移

緑の少年隊の隊数は、16団体で、最も多かった昭和60年度の53団体に比べ37団体減少しています。

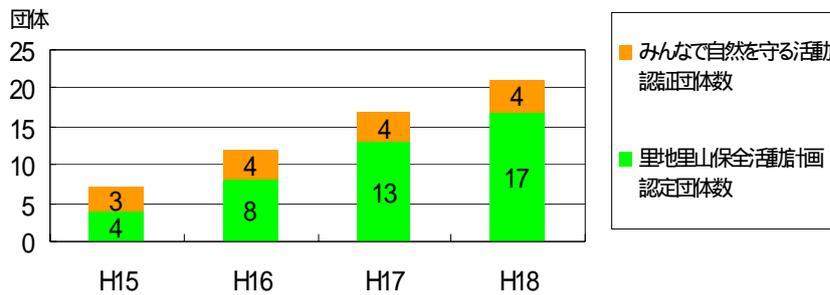


H19.6現在

(林業経営室)

(2) 里地里山保全活動計画等の認定状況

平成18年度は、新たに4団体の里地里山保全活動計画を認定し、里地里山保全活動計画認定団体数は17団体、みんなで自然を守る活動認証団体数は4団体となっています。

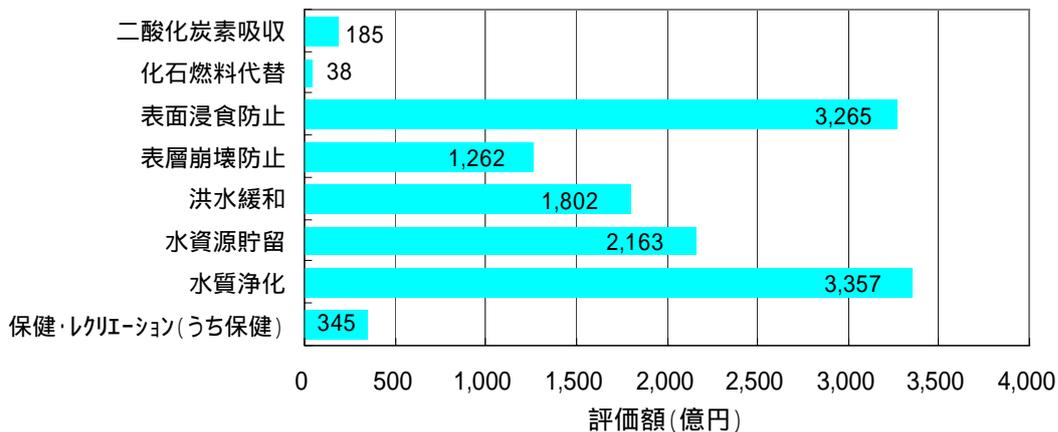


(自然環境室)

森林の公益的機能の評価

(1) 三重県の評価額

三重県の森林が果たしている公益的機能の年間評価額は、地表面の浸食防止や水資源貯留、水質浄化など約1兆2千億円になります。



資料: 評価額は、日本学術会議が平成13年11月に農林水産省に答申した試算方法を参考に試算したもの(平成17年7月)

参 考 资 料

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林環境教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び

保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者(権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。)及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業(以下「木材産業等」という。)の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分(重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。)に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりにには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年10月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成17年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

三重の森林づくり基本計画

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の趣旨

県土の3分の2を占める森林は、木材の生産だけでなく、おいしい水やきれいな空気、県土の保全など私たちの生活にとってかけがえのない恩恵をもたらしています。また、レクリエーションや癒しの場として健康で快適な生活を送るための大切な役割を果たしています。

近年においては、地球温暖化の防止や生物多様性の確保など森林の地球環境の保全に果たす役割は重要性を増しており、木材は、環境負荷の少ない再生可能な資源として見直されてきています。

このように、森林は私たちにとって大変重要な存在ですが、過去には幾度か行きすぎた伐採による森林の危機がありました。

しかし、その都度、先人達の努力で森林を再生させ、豊かな森林が保たれてきました。そして私たちは、森林とともに生き、森林から供給される木材を生活に巧みに取り入れる「木の文化」を育んできました。

また、江戸時代から活発な林業が展開されてきた三重県では、森林は、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を通して守り育てられ、林業は、山村地域の生活、経済を支える産業として重要な役割を担ってきました。

しかし、これまで三重の森林を育んできた林業は、木材価格の低下や需要の減少などにより生産活動が停滞し、活力が失われています。

スギやヒノキなどの人工林は、人が手を加えなければ健全な森林に育たず、公益的機能も十分に発揮されませんが、戦後造林され利用可能なまでに生長した人工林の多くが有効に活用されず、手入れ不足から荒廃の危機に直面しています。森林は今、これまでの伐採による危機とは違い、放置されることによる危機、伐採されないことによる危機に瀕しています。

また、私たちの暮らしの中では、利便性の追求や生活様式の変化等から鉄やアルミニウムなど人工の材料が木材に代えて利用されるようになるとともに、「森林」や「木」と「人」との関係も次第に希薄になり、これまで培ってきた「木の文化」の崩壊も懸念されるところです。

水源のかん養や土砂の流出の防備、地球温暖化の防止など、森林の持つ公益的機能の維持増進を図っていくためには、「緑の循環」を円滑にするとともに人工林の針広混交林への誘導等を進め、森林を社会資本として将来にわたり継続して適正に管理していくことが必要となっています。

そのために私たちは、生活の中で森林の役割や木を使うことの意義を良く理解し、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら森林づくりを計画的に進めていく必要があります。

こうした取組を着実に進めるため、平成17年10月に制定された「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献し、県民の健康で文化的な生活が確保されている社会の構築に向け、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2 基本計画の期間

基本計画は、三重の森林づくりについての中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向性などを定めており、計画期間は20年間（平成18年度～37年度）とします。

第2 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給のほか、水源のかん養や県土の保全などの多面的機能を有していますが、放置された森林の増大により、こうした機能の低下が危惧されています。

このため、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指します。

【数値目標】

指 標	現状(2004年)	~2015年(H27)	~2025年(H37)
間伐実施面積(累計)	7,249ha	80,000ha	140,000ha

*目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

*現状値は、2004(H16)年度単年の間伐実施面積です。

【指標選定の理由】

森林の有する多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが必要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

基本方針2 林業の持続的発展

林業は、生産活動を通じ森林を適切に管理してきましたが、近年の木材価格の低迷や需要の減少などから活力が失われてきており、手入れ不足の森林や伐採後の未植栽地などが増大しています。

このため、森林資源の循環利用を促進することは、森林の多面的機能の発揮につながることに

ら、これを支える林業の持続的発展を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2003年)	2015年(H27)	2025年(H37)
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	3 1 3 千m ³	3 2 8 千m ³	3 4 5 千m ³

*数値は、木材需給報告書の統計数値によります。

【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用を進めることにより、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2004年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林文化・森林環境教育 指導者数及び活動回数	2 7 0 人 5 0 0 回	5 0 0 人 2, 0 0 0 回	7 5 0 人 3, 0 0 0 回

*数値は、2006(H18)年から取り入れる県のデータベースに登録した指導者数とその活動回数です。

*現状値は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数及びその活動回数です。

【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりへの多様な主体の参画を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2004年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林づくりへの参加者数	1 0, 0 0 0 人	2 0, 0 0 0 人	3 0, 0 0 0 人

*数値は、県民、NPO、企業など多様な主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

*現状値は、県及び(社)三重県緑化推進協会が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。

【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。

第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

1 - (1) 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

1 - (2) 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、三重県型森林ゾーニング等により、重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

【基本方針2 林業の持続的発展】

2 - (1) 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携を強化するとともに、森林施業の効率化、基盤整備等による生産性の向上を図ります。

2 - (2) 担い手の育成及び確保

将来にわたり適切な森林の整備が行えるよう、森林づくりの担い手の確保や林業事業者等の育成強化を図ります。

2 - (3) 県産材の利用の促進

県産材の利用は「緑の循環」を通じた森林整備の促進につながることから、住宅建築や公共事業等への積極的な利用を進めます。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

3 - (1) 森林文化の振興

県民が森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3 - (2) 森林環境教育の振興

森林や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成などを図ります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

4 - (1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、多様な主体が多様な方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

4 - (2) 森林づくりの意識の啓発

県民の森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画意識を高める取組を行います。

第4 具体的な施策

各基本施策の、今後10年間に必要となる施策を次のように定めます。

1 森林の整備及び保全【基本施策1 - (1)】

(1) 環境林整備の促進

環境林については、針広混交林への誘導など公益的機能が継続して発揮される森林づくりを進めます。

(2) 生産林整備の促進

林業生産活動を通じた森林整備を図るため、間伐などの必要な森林整備や伐採後の着実な再造林を進めます。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

森林環境教育や林業体験活動の場としての活用も図りつつ、多面的機能が発揮されるよう、木材生産と環境保全を調和させた森林づくりを進めます。

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度などを適正に運用することにより、森林の適切な保全や利用の促進を図ります。

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨などの自然災害による土砂や立木の流出等を防ぐため、治山事業などにより保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において山地災害防止に必要な施設整備や森林の整備を進めます。

(6) 野生鳥獣との共生の確保

野生鳥獣との共生を図るため、野生鳥獣の適正な保護管理に努めます。また、森林造成のために必要な防除対策の実施や野生鳥獣の生息環境に配慮した森林整備等を進めます。

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害の早期かつ重点的な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

2 森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1 - (2)】

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林整備を進めていくため、市町と連携して森林計画制度の適切な運用を図ります。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理を進めるため、森林の機能の発揮状況の把握に努めるとともに、森林GISを活用した森林資源データの整備や情報の提供を行います。

(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させる森林造成の研究に取り組みます。

3 林業及び木材産業等の振興【基本施策2 - (1)】

(1) 森林施業の団地化・共同化の促進

零細分散化している森林所有者の森林整備や木材生産を進めるため、森林組合などの林業事業体を中心として森林を適正に管理し、作業の団地化・共同化による採算性の向上を図るとともに、流通・加工と連携した計画的な木材供給を進める仕組づくりに取り組みます。

(2) 林業の生産基盤整備の促進

森林施業が効率的に実施できるよう、自然環境に配慮し、地形や施業形態に応じた林道や作業道等の計画的な整備を進めます。

また、伐採作業の効率化や安全性の向上を図るため、高性能林業機械の導入や現場条件にあった低コスト作業システムの普及を進めます。

(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材の加工コストの低減、流通の合理化、製品の規格化等による県産材の安定供給システムづくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、県産材の需要の拡大を図ります。

(4) 特用林産の振興

安全で安心な県産きのこや木炭などの特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進するとともに、消費者ニーズや市場動向などの必要な情報を生産者に提供します。また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組みます。

4 担い手の育成及び確保【基本施策2 - (2)】

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供や普及啓発などを行います。

また、新規就業者の定着率の向上や人材の育成を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止、技術向上研修への参加などを進めます。

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成するため、経営支援や機械化の促進などにより経営改善や林業生産の効率化を進めます。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域における生活環境を向上して担い手の定住を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な生活環境の確保を図ります。

5 県産材の利用の促進【基本施策2 - (3)】

(1) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や三重の森林づくりにおける県産材利用の意義について、広く普及啓発を行い県民の理解の促進と意識の高揚を図ります。

(2) 信頼される県産材の供給の促進

県産材『三重の木』認証制度の普及などにより、品質の確かな県産材の供給を進めます。

(3) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した家づくりが進められるよう、木材関連業者と工務店、建築士等との連携による住宅相談窓口の設置などの取組を進めます。

(4) 公共施設等の木造・木質化の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、国、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

(5) 間伐材等の利用の促進

県が実施する公共工事等で間伐材の利用を積極的に進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への間伐材利用を働きかけます。

また、森林づくりや製材過程で発生する残材等の未利用資源の有効活用を図るため、木質バイオマスエネルギーなど新たな利活用を進めます。

(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究・開発を進めます。

6 森林文化の振興【基本施策3 - (1)】

(1) 新たな森林の活用の促進

熊野古道の活用や森林療法など、山村地域の森林資源やフィールドそのものが持つ潜在的な価値を活かした新たなビジネスの展開を支援するなど、魅力ある地域づくりを進めます。

(2) 都市と山村との交流の促進

都市住民の新しいふるさととして、豊かな自然や文化など山村地域の持つ魅力を活かした体験交流を進めます。また、森林の整備は豊かな海づくりなどにつながることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を図ります。

(3) 里山の整備及び保全活動の促進

地域の伝統や文化を支え、人々の生活と密接に関連してきた里山を、生活環境の保全や身近な自然とのふれあいの場として活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

(4) 森林文化遺産等の保全

貴重な文化資源である巨樹・古木等の保存に努めます。また、木造古民家等の活用を進めます。

7 森林環境教育の振興【基本施策3 - (2)】

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の森林に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供するとともに学習の機会の増大を図ります。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林や林業について学習できる場を確保するとともに、インタープリター（森の語り部）の育成など、受け入れに必要な条件整備を進めます。

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民への森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラムの作成や学習環境を整備するとともに、指導者の育成などを進めます。

8 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援【基本施策4 - (1)】

(1) 森林づくりへの県民参加の促進

森林づくりへの多様な主体の参加を促すため、活動場所の確保や指導者の育成、情報の提供などを行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を支援します。

(2) 計画づくりへの県民の参画

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとに、森林づくりや木材利用の計画づくりを進めます。

(3) 身近な緑化活動の推進

緑化活動に取り組む団体と連携して、花木の植栽などの身近な緑化活動の促進を通して、県民の緑化意識の高揚を図ります。

9 森林づくりの意識の啓発【基本施策4 - (2)】

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等多様な主体と協働して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種行事等を毎年10月に重点的に実施します。

第5 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

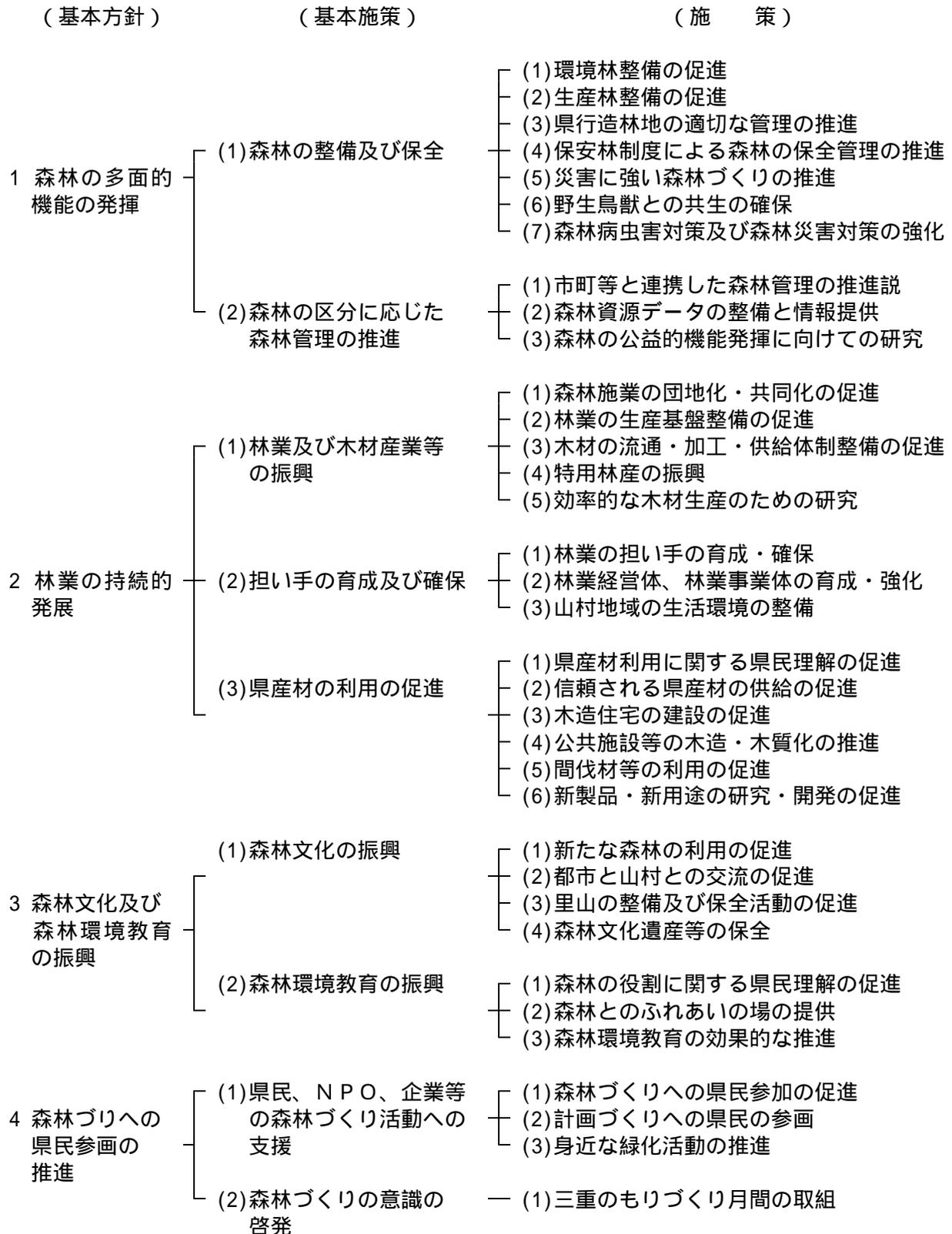
2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

3 計画の見直し

本計画は、20年後（平成37年度）を見通した森林づくりの展開方向と今後10年間に必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化など必要に応じ、計画の見直しを行います。

三重の森林づくり基本計画の施策体系



用語解説

ア

NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

カ

環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林のことで、森林所有者が林業生産活動に制限を受ける森林。

間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

木の文化

暮らしと森林や木材が深く関わり、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って、住宅や家具、日用品など様々な形で生活に巧みに取り入れること。

県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結び、民有林野に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーパンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワード、タワーヤード、スイングヤード。

サ

再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

作業道

林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。

森林インストラクター

(社)全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育を目指す「森の案内人」のこと。森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

森林環境教育

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成すること。

森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

森林整備

森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

森林の(有する)公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくはない大切な森林の働き。

森林の(有する)多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産の森林がもつ機能。

森林療法

森林のもつ快適性増進効果や癒し効果を、医療やリハビリテーションに役立てること。

森林文化

森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかわり。

森林文化・森林環境教育指導者

緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター等、林業専業者以外で森林の役割や重要性についての啓発を行う人。

森林ボランティア

自主的に森林づくり(森林整備)に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民

グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担います。

スイングヤーダ

建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

スキッダ

伐倒木を牽引式けんいんしきで集材する集材専用トラクタ。

生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用行う森林。

造林

人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること（植栽）。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ

タワーヤーダ

架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

地球温暖化

温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ハ

ハーベスタ

伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フェラーバンチャ

樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

フォワーダ

玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

プロセッサ

伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

分収契約

植栽や保育等を行い伐採時に得られた収益を一定の割合で分け合うため、森林の土地所有者と造林又は保育を行う者の2者、あるいはこれらに費用負担者を加えた3者で結ぶ契約。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

マ

三重県型森林ゾーニング

森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

「三重の木」認証制度

木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明すると共に、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

緑の少年隊

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体です。

木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ラ

林家

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する世帯。2000年世界農林業センサスでは、これらのうち1 ha以上の山林を所有、借入などにより保有するものを「林家」としている。

林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

林業事業体

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

林地残材

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林内に放置される残材。

林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくくりにし、林齢1～5年生を 齢級、6～10年生を 齢級と数える。